健康福祉局 資　　料	No. 6

令和８年 11 月 19 日
課　名　健康福祉局こども家庭課
担当者　課長　寺本
内　線　3173

「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」の策定について

１　要旨・目的

本県のＤＶ防止対策及び困難な状況にある女性の支援を推進するため、「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」を策定した。

２　現状・背景

「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画（第４次）」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」の振り返りや社会環境の変化、県議会や県民（パブリックコメント）等の意見を踏まえて策定した。

なお、「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」は対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、両計画を一体の計画として策定した。

３　計画の概要

⑴　計画の位置づけ

ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３第１項の規定に基づく都道府県基本計画

イ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第８条第１項の規定に基づく都道府県基本計画

※その他、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」や「わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画）」等関連する計画との整合を図っている。

⑵　計画期間

令和８（2026）年度～令和 12（2030）年度（５年間）

⑶　将来にわたって目指す社会像

○　県民に配偶者や交際相手による暴力を認めない意識が浸透し、誰もがこうした暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

○　すべての女性の人権が尊重され、安心して、自立して暮らすことができる社会の実現

⑷　施策体系

施策の柱	項目
Ⅰ　支援の基盤づくり	① 地域の包括的支援ネットワークの構築 ② 相談支援体制の強化 ③ ＤＶ・児童虐待の総合的な支援
Ⅱ　啓発・予防	① 広報啓発の推進 ② 若年層への予防教育
Ⅲ　相談支援・安全確保	① 相談支援の充実 ② 一時保護・安全確保
Ⅳ　継続的な支援	① 地域における支援 ② 施設による支援

４　その他（関連情報等）

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/51/dv-josei-keikaku.html

（広島県ホームページ：「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」）

広島県ＤＶ防止・女性支援計画

令和８年(2026 年)10 月
広島県

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

１　経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
⑴　国の動向
⑵　県の動向
２　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
３　計画の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
５　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
６　対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　総論

１　相談支援の現状等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑴　県こども家庭センターの相談支援の状況
⑵　一時保護の状況
⑶　市町の相談支援の状況
⑷　配偶者暴力相談支援センターの相談支援の状況
⑸　性被害ワンストップセンターひろしまの相談支援状況
⑹　女性自立支援施設の状況
⑺　母子生活支援施設の状況
⑻　関係機関における相談支援等の状況
２　社会情勢及び県民意識等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
⑴　特に考慮が必要な社会情勢の変化
⑵　県民の意識等
⑶　関係機関等の意見
３　計画の基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
⑴　将来にわたって目指す社会像と目指す姿
⑵　特に注力する施策
⑶　施策体系

第３章　施策の柱及び取組の方向

施策の柱Ⅰ　支援の基盤づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
⑴　地域の包括的支援ネットワークの構築
⑵　相談支援体制の強化
⑶　ＤＶ・児童虐待の総合的な支援
施策の柱Ⅱ　啓発・予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
⑴　広報啓発の推進
⑵　若年層への予防教育
施策の柱Ⅲ　相談支援・安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
⑴　相談支援の充実
⑵　一時保護・安全確保
施策の柱Ⅳ　継続的な支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
⑴　地域における支援
⑵　施設による支援

資料編

1　用語解説
2　ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画及び困難な状況にある女性の支援計画策定検討会委員名簿
3　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
4　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第１章　計画の策定にあたって

１　経緯

⑴　国の動向

我が国において、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、売春防止法※（昭和 31 年法律第 118 号）に基づく婦人保護に関する施策が中心であり、婦人相談所の設置、婦人相談員の委嘱、婦人保護施設の設置等の婦人保護事業を進めてきました。しかし、同事業は「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護、福祉の増進や自立支援等の視点は十分とは言えませんでした。

時代の経過に伴う社会経済情勢の急激な変化とともに、女性の高学歴化や就業率等の上昇、婚姻に関する意識や家族関係の変化等により、女性の支援ニーズも多様化したにもかかわらず、そのような変化に対応するための売春防止法の抜本的な見直しは行われないままでした。

こうした中、配偶者からの暴力（以下「ＤＶ※」という。）の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 年に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）において、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、ＤＶを受けた者の支援を行う機関として位置づけられ、ＤＶ防止法が婦人保護事業の根拠法のひとつとなりました。

婦人保護事業については、ストーカー※被害者や人身取引※被害者、家族関係の破綻や生活困窮等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者等についても対象として運用することにより、様々な困難な問題に直面している女性の保護や支援を行ってきました。しかし、暴力・性被害に遭った 10 代の女性への対応やＡＶ出演強要、ＪＫビジネス問題への対応など婦人保護事業の対象者像の拡大もあり、売春防止法を制度的根拠とすることの限界が指摘されるようになりました。

国会においても、婦人保護事業の売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和４年５月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号。以下「女性支援法」という。）が議員立法により成立し、令和６年４月に施行されました。

⑵　県の動向

本県では、昭和 32 年に広島市内に婦人相談所を開設し、婦人相談員を配置して、婦人保護事業を進めてきました。

平成 13 年のＤＶ防止法の成立に伴い、平成 14 年に婦人相談所を配偶者暴力相談支援センター※として位置づけるとともに、平成 17 年の県こども家庭センター※の開設に併せ、広島こども家庭センター（現西部こども家庭センター）を婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターとして、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）並びに備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、児童相談とＤＶ・女性相談の機能統合を図ることにより、ＤＶと児童虐待※に対する総合的な対応体制を整えました。

令和６年４月には、女性支援法の施行によって婦人相談所が廃止されたことに伴い、西部こども家庭センターを女性相談支援センター※として位置付けました。

また、令和７年に開設した西部こども家庭センター東広島支所及び東部こども家庭センター三原支所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるとともに、女性相談支援員※を配置し、県のＤＶ・女性相談支援体制を拡充しました。

2　計画策定の趣旨

本県では、平成 16 年に国においてＤＶの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針の策定及び都道府県におけるＤＶの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とするＤＶ防止法の改正が行われたことを受け、平成 18 年６月に「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。その後、平成 23 年８月に第２次計画、平成 28 年８月に第３次計画、令３年３月に第４次計画をそれぞれ策定し、これらの計画に基づき、関係機関と連携しながら、ＤＶの未然防止、被害者への相談対応や保護、自立支援などに取り組んできました。

また、女性支援法では、都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な計画の策定を規定しており、令和５年３月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和５年厚生労働省告示第 111 号）」が公示されたことを受け、令和６年３月に「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定しました。そして、同計画に基づき、本県の実情に応じて困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策の推進を図ってきました。

このたび、「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画（第４次）」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」が令和８年 10 月で終了するため、令和 12 年度までを計画期間とした本計画を策定することとします。

なお、両計画は対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、今回の改正では両計画を一体の計画として策定することとします。

3　計画の名称

本計画は、従来の「ひろしまＤＶ防止・被害者支援計画」及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を一体の計画として策定するものであり、計画の名称については、両計画名を列記すること等も考えられますが、できるだけ県民に分かりやすく、覚えやすいものとするためには簡潔な名称が望ましいことから、「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」とします。

4　計画の位置づけ

○　ＤＶ防止法第２条の３第１項の規定により策定する広島県におけるＤＶの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。

○　女性支援法第８条第１項の規定により策定する、広島県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。

○　広島県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン※」における「地域共生社会」に掲げる目指す姿との整合性を図ります。

○　男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条に規定する都道府県基本計画である「わたしらしい生き方応援プランひろしま※」（（広島県男女共同参画基本計画（第５次））（計画期間　令和８年度から令和 12 年度まで））　との整合性を図ります。

5　計画期間

令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの５年間

６　対象

○　配偶者による暴力を受けた者（性別を問わない。）
○　様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性

（趣旨）
○　ＤＶ防止法に規定する配偶者からの暴力を受けた者（以下「ＤＶ被害者」という。）には男性も含まれますので、本計画において、ＤＶ被害者の支援に関しては性別を問いません。
　また、暴力については、ＤＶ防止法の規定に基づき、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動をいうとともに、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力に対しても施策の対象とします。

※「配偶者」については、次の者を含みます。
・　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者
※「交際相手」については、次の者を含みます。
・　交際相手からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該交際相手であった者

○　女性支援法では、支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定されています。同法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものです。そのため、このような問題意識のもと、同法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、本計画の対象とします。
　なお、女性とは生物学的な女性のほか、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）の規定により女性に変わったものとみなされる者も含みます。
　また、性自認が女性であるトランスジェンダー※の者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を行います。

第２章　総論

1　相談支援の現状等

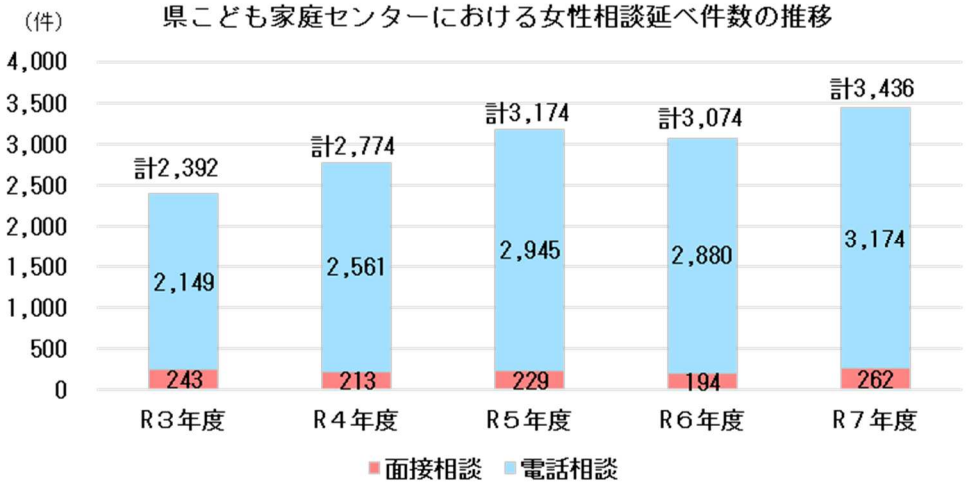
⑴　県こども家庭センターの相談支援の状況

ア　相談支援体制

本県では、西部こども家庭センターを女性相談支援センター※として位置づけるとともに、西部こども家庭センターを含む５か所の県こども家庭センター（支所を含む。以下「県こども家庭センター」という。）を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、それぞれに女性相談支援員（計８名）を配置して女性相談・ＤＶ相談に対応しています。

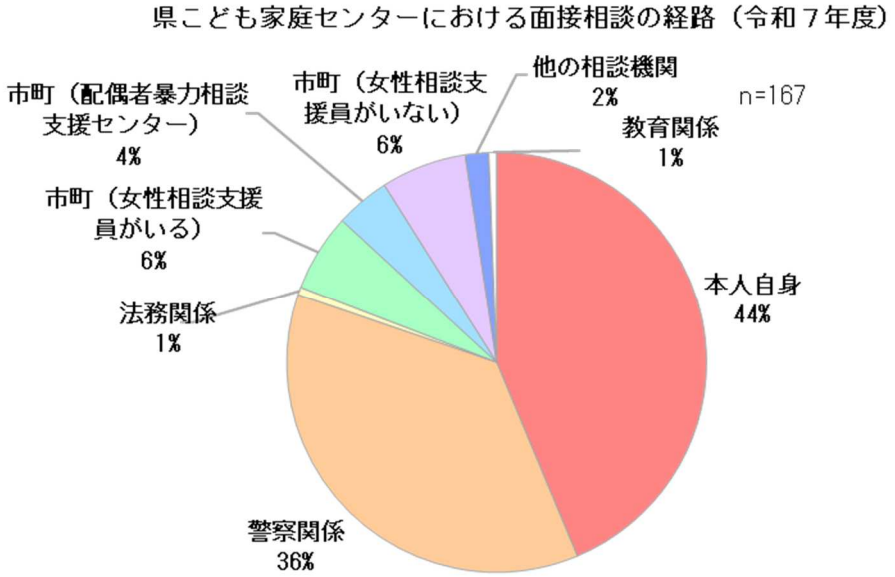
イ　相談件数

県こども家庭センターにおける女性相談（ＤＶを含む。）の相談件数は、令和５年度以降、年間 3,000 件を超えて推移しています。



ウ　面接相談の経路

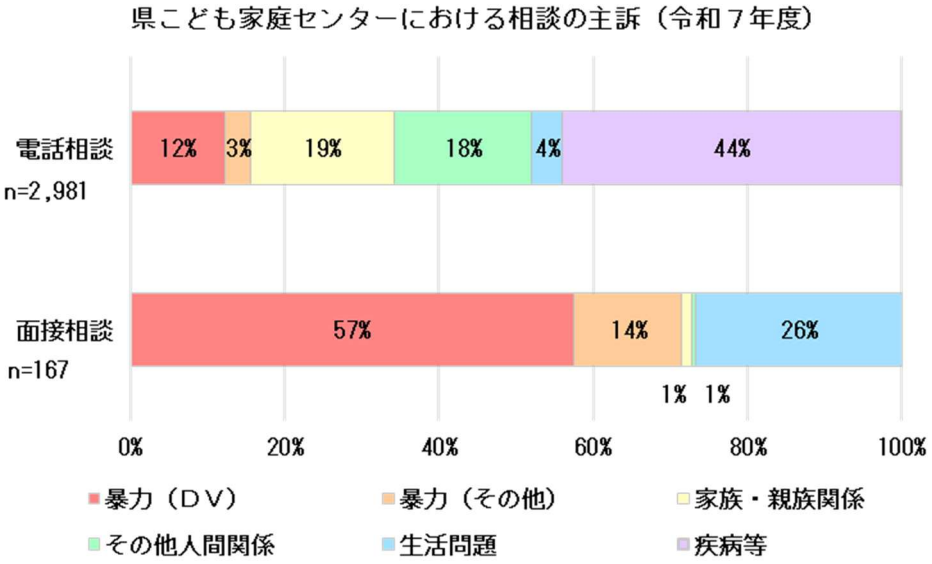
面接相談の経路の内訳については、本人自身が直接相談するケースが 44%、次いで警察関係を介した相談予約や同行支援が行われたケースが 36%となっています。



エ　相談の主訴

電話相談における主訴は、全体の半数近くが「疾病等（多くは精神的問題）」であり、暴力に関する相談は「暴力（ＤＶ）」、「暴力(その他)」を合わせて 15％となっています。

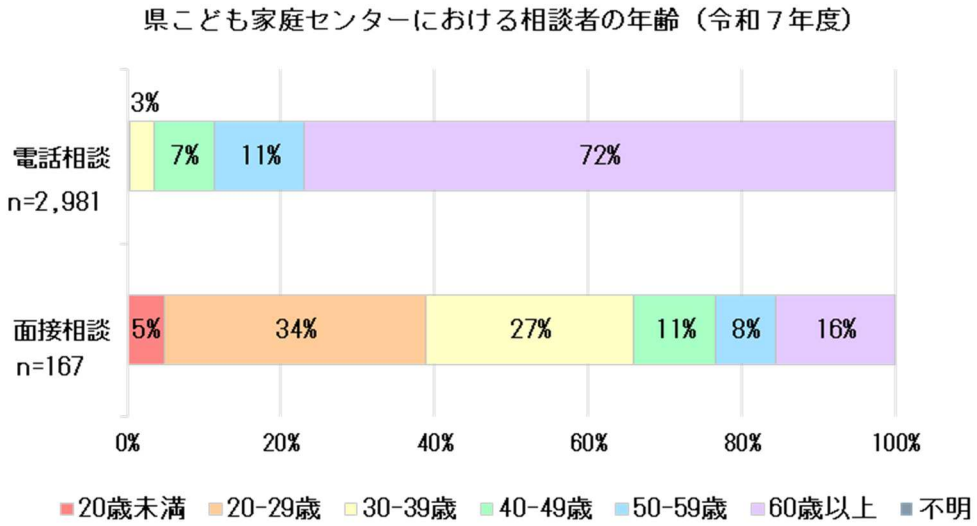
一方、面接相談における主訴は、「暴力（ＤＶ）」、「暴力(その他)」を合わせて 71％と多くを占めています。



＊各主訴の説明
暴力（ＤＶ）：夫・交際相手などの暴力
暴力（その他）：子供・親族・その他の者の暴力
家族・親族関係：離婚問題、家庭不和など
その他人間関係：男女問題、ストーカーなど
生活問題：帰住先なし、生活困窮など
疾病等：病気、精神的な問題など

オ　相談者の年齢構成

相談者の年齢構成は、電話相談では「60 歳以上」が 72％を占めていますが、面接相談では「20～29 歳」が 34％、「30～39 歳」が 27％となっており、電話相談と比べて若い年齢層の割合が高くなっています。



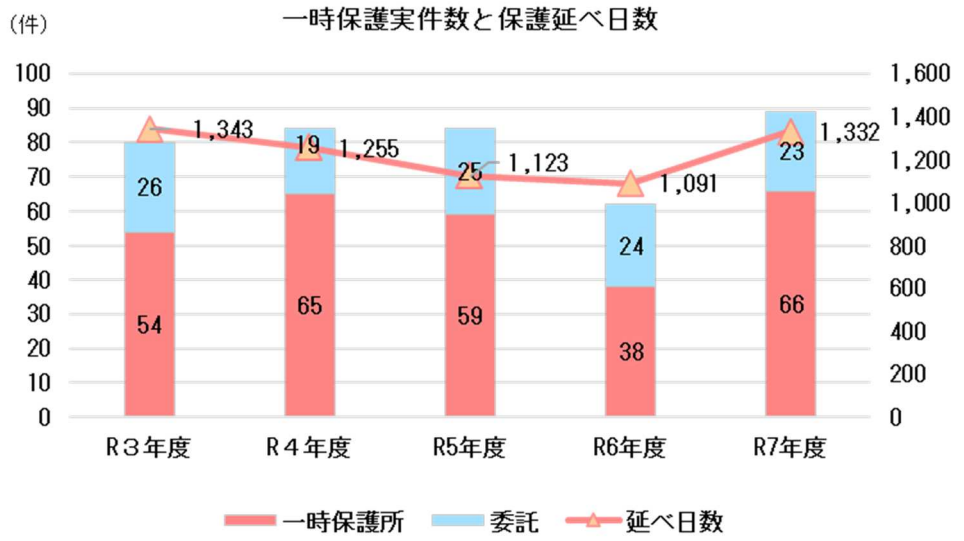
⑵　一時保護※の状況

ア　一時保護の体制

女性相談支援センターの一時保護所１か所のほか、一時保護を委託している社会福祉施設※７か所及び民間シェルター３か所で支援対象者の保護を行っています。

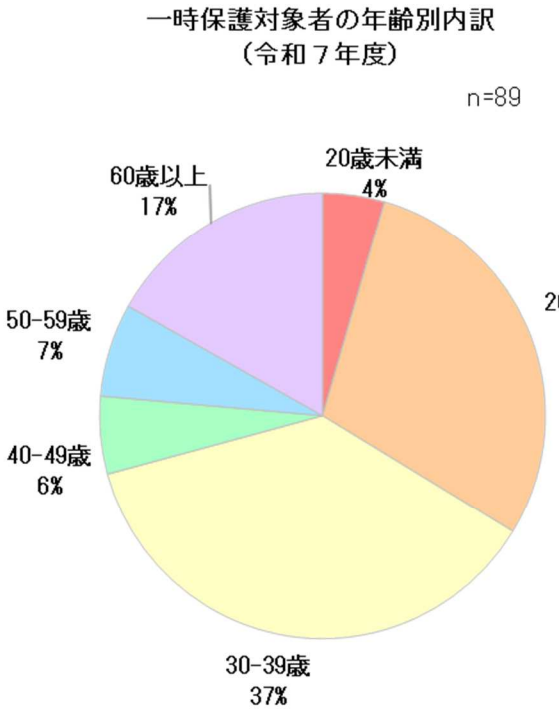
イ　一時保護件数

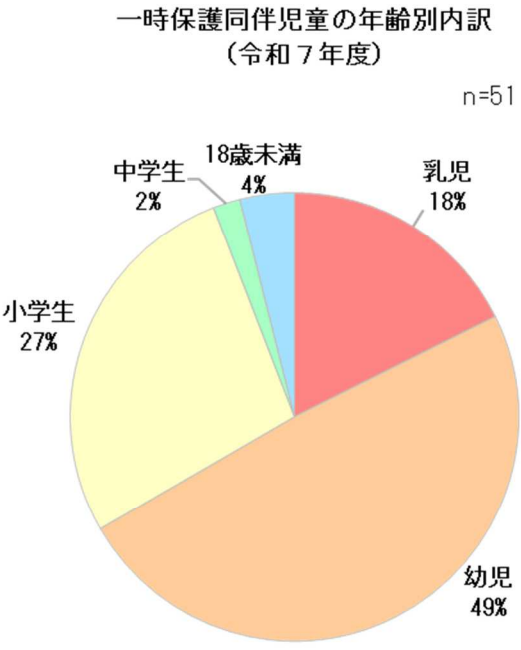
女性相談支援センターが一時保護を行った件数(世帯数)は、委託を含め約 60～90 件で推移しています。一件当たりの平均保護日数は約 17 日間です。



一時保護した支援対象者の年齢は、20 代と 30 代で合わせて 66%を占めています。

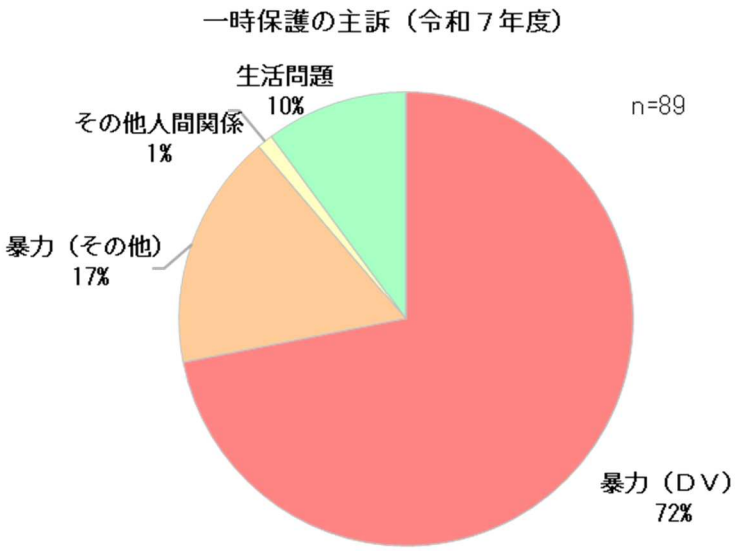
また、子供同伴で一時保護したケースについて、令和７年度の同伴児童は 51 名であり、うち 67%が乳幼児となっています。





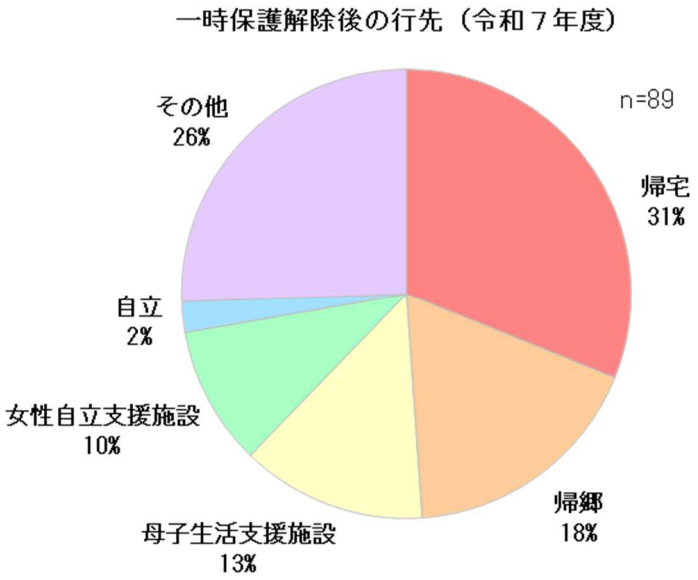
ウ　一時保護の主訴

一時保護の主訴は、「暴力（ＤＶ）」が 72%、「暴力（その他）」が 17%であり、暴力が約９割を占めています。



エ　一時保護解除後の状況

一時保護解除後の行先は、「帰宅」が 31%、「帰郷」が 18%、女性自立支援施設※及び母子生活支援施設※への入所が 23%となっています。



＊内訳の説明

帰宅：一時保護される直前までの住居へ戻った場合
帰郷：郷里・実家・生家・親族宅へ移動した場合
自立：アパート・公営住宅等へ入居し、就職・生活保護等により自立生活を始めた場合
その他：上記以外のもの（社会福祉施設入所、知人宅等）

⑶　市町の相談支援の状況

ア　相談支援・連携の体制

市町を中心とした関係機関のネットワークとして、要保護児童対策地域協議会※(以下「要対協」という。）と連携した「ＤＶ防止ネットワーク会議」を設置している市町は 22 市町あります（令和８年４月現在)。

また、女性支援法に基づく支援調整会議※を設置している市町は３市町、ＤＶ防止法に基づく法定協議会※を設置している市町は 12 市町です（令和８年４月現在)。

ＤＶの支援体制として、一時避難場所確保事業やＤＶ被害者緊急宿泊事業、生活困窮自立支援事業、子育て短期支援事業等※を活用して、一時避難場所を確保している市町もあります。

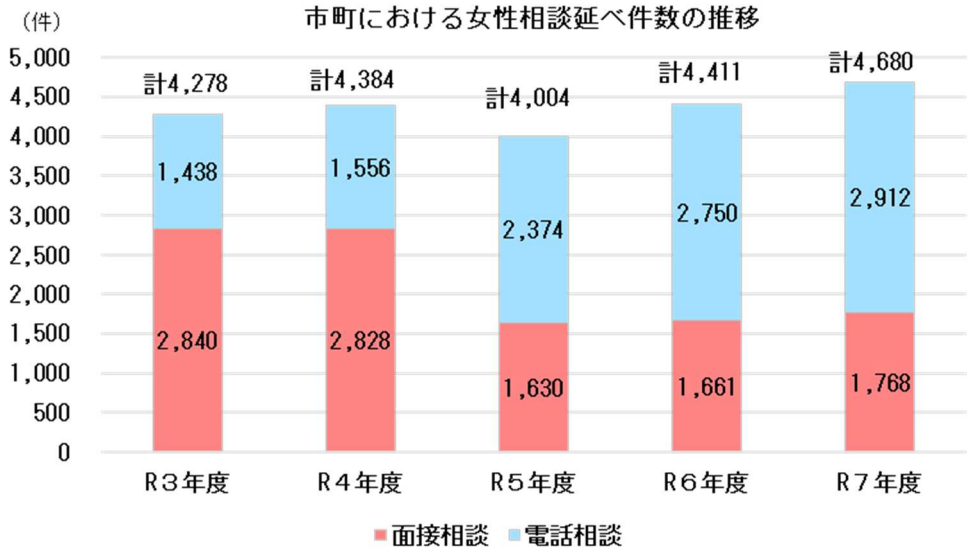
イ　女性相談支援員の配置状況等

女性相談支援員を設置している市町は 13 市町で、計 20 名の女性相談支援員が配置されています（令和８年４月現在)。

ウ　相談件数

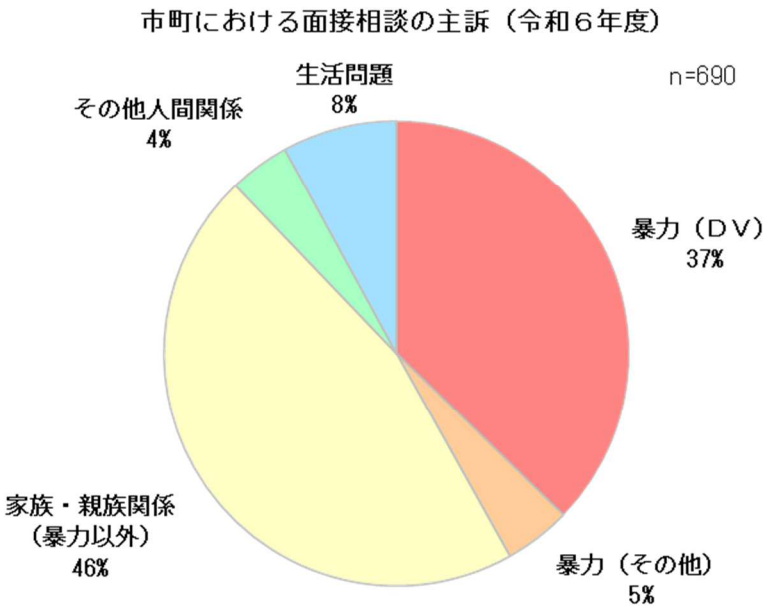
女性相談支援員を配置している市町における相談件数は、年間 4,000～5,000 件程度で推移しています。

また、県こども家庭センターの相談件数と比べると、面接相談の割合が高くなっています。



エ　面接相談の主訴

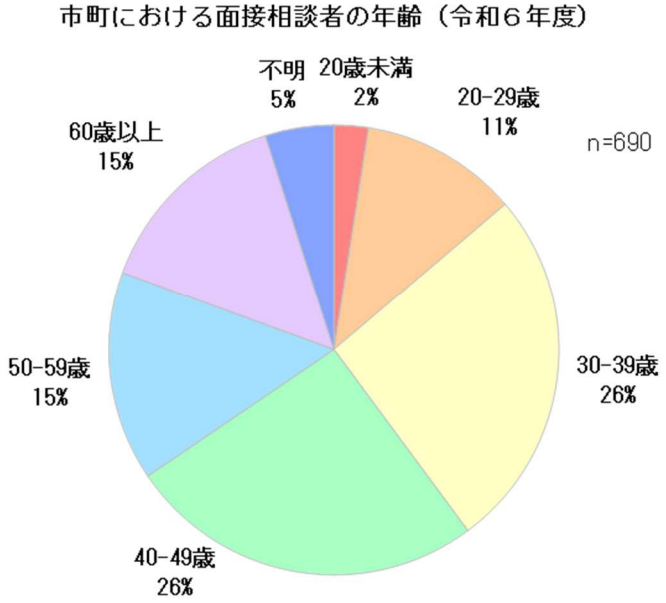
市町の女性相談支援員が実施した面接相談の主訴は、「家族・親族関係（暴力以外）」が 46％で、次いで、「暴力（ＤＶ・その他）」が 42％でした。



＊厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」を基にこども家庭課作成

オ　面接相談の年齢

市町の女性相談支援員が面接相談を実施した対象者の年齢構成の割合は、「30～39 歳」と「40～49 歳」が 26％で最も多く、次いで、「50～59 歳」と「60 歳以上」が 15％でした。



＊厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」を基にこども家庭課作成

⑷　配偶者暴力相談支援センターの相談支援の状況

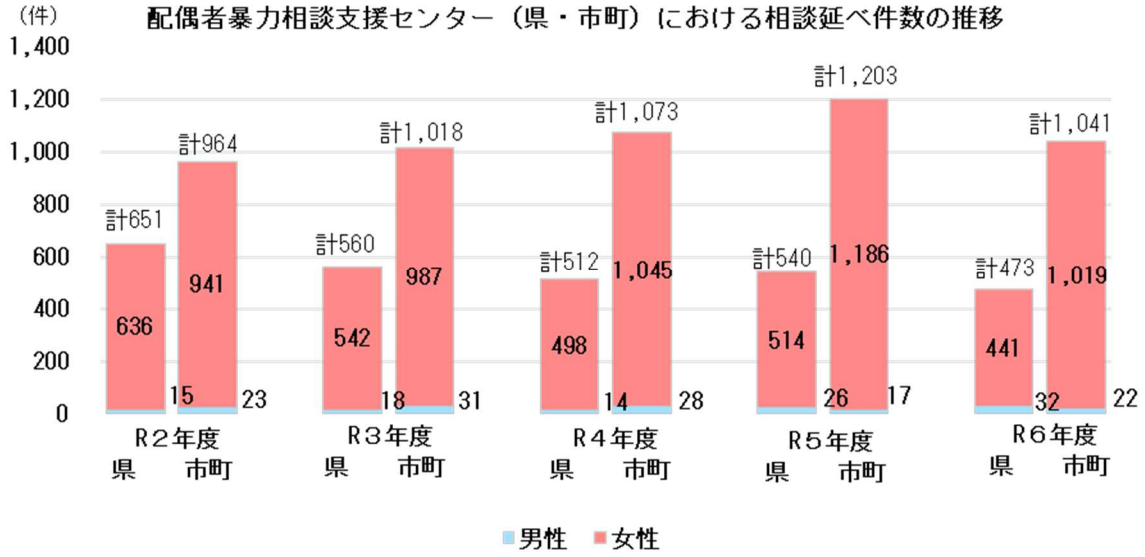
ア　配偶者暴力相談支援センターの設置状況

県が設置する５か所の配偶者暴力相談支援センターのほか、広島市、東広島市及び安芸太田町の３市町が配偶者暴力相談支援センターを設置しています（令和８年４月現在）。

なお、その他の市町においても、平成 25 年度から全ての市町がＤＶ被害者の相談窓口を設置し、相談支援を行っています。

イ　相談件数

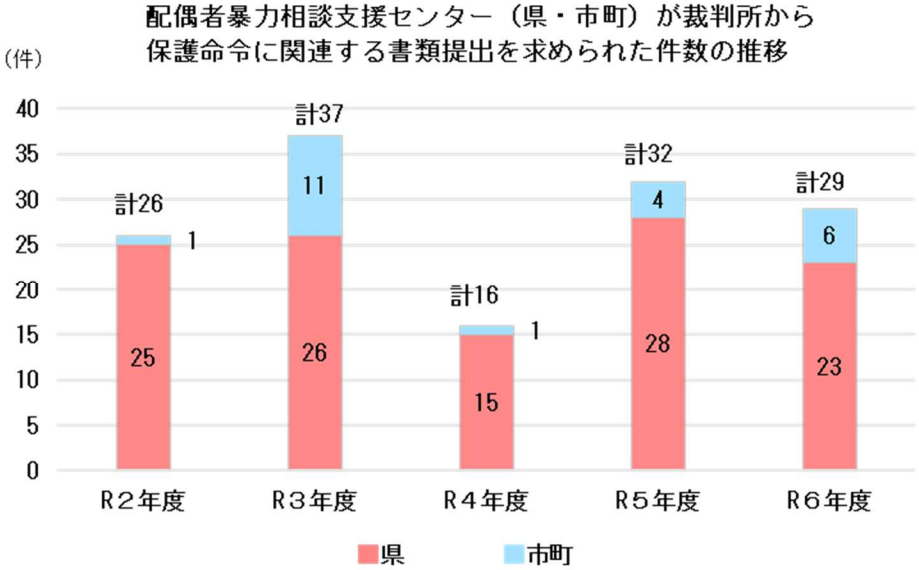
県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年間 500 件程度、市町における相談件数は 1,000～1,200 件程度で推移しています。県・市町ともに相談件数のうち、大多数が女性からの相談となっています。



＊内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数など調査」を基にこども家庭課作成

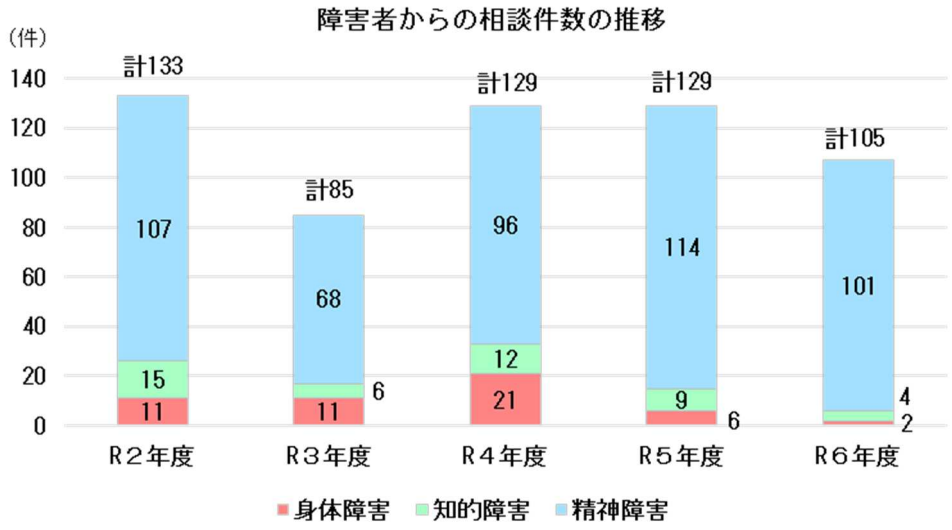
ウ　保護命令※の状況

県と市町の配偶者暴力相談支援センターが裁判所から保護命令に関連する書類提出を求められた件数は、計 16～37 件で推移しています。



エ　障害者からの相談

県と市町の配偶者暴力相談センターにおける相談件数のうち、障害者からの相談も一定数あり、特に精神障害のある方からの相談が多くなっています。



＊内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」を基にこども家庭課作成

オ　外国語相談

県と市町の配偶者暴力相談センターにおける相談件数のうち、外国語相談に応じたケースは 20 件前後あり、英語やタガログ語、中国語など、多岐にわたっています。

日本語が十分に話せない被害者からの相談件数（件）

言語名 / 年度	英語	タガログ語	中国語	ベトナム語	インドネシア語	不明	計
R３年度	1	12	2	0	1	5	21
R４年度	0	2	0	0	0	0	2
R５年度	9	12	0	0	0	0	21
R６年度	20	2	0	4	0	2	8

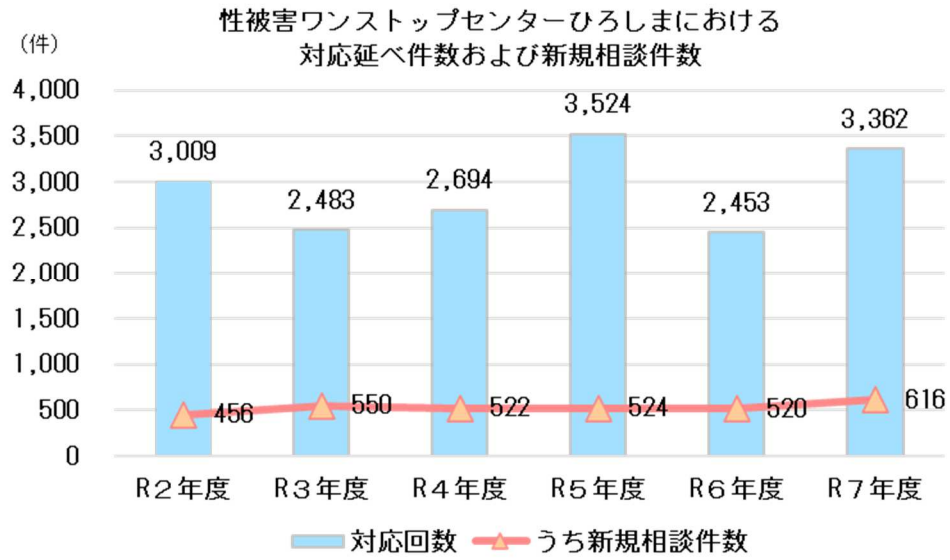
＊内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」を基にこども家庭課作成

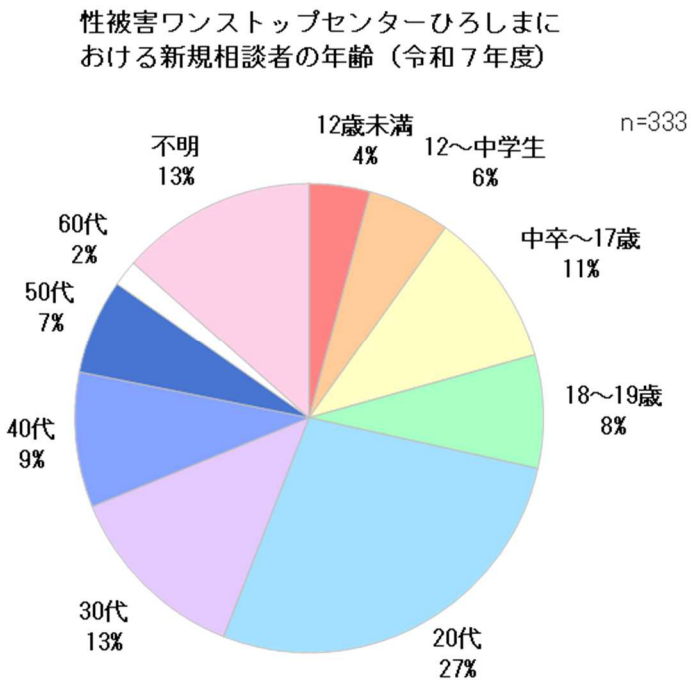
⑸　性被害ワンストップセンターひろしま※の相談支援状況

本県では、性的な被害を受けた人が被害を抱え込まず、被害直後から安心して心身の回復を図ることができるよう、総合的な支援を行う「性被害ワンストップセンターひろしま」を設置しています。

相談対応は 24 時間 365 日実施しており、電話相談を受け、相談者の意向に沿って、面接相談や専門支援（医療的支援、心理的ケア、法的支援等）を行っています。

年間の相談対応件数は 3,000 件前後で推移し、令和 7 年度は 3,362 件で、新規相談が 616 件でした。相談者の 88%が女性であり、被害者の年代は 20 代までの若年層が 56%を占めていました。





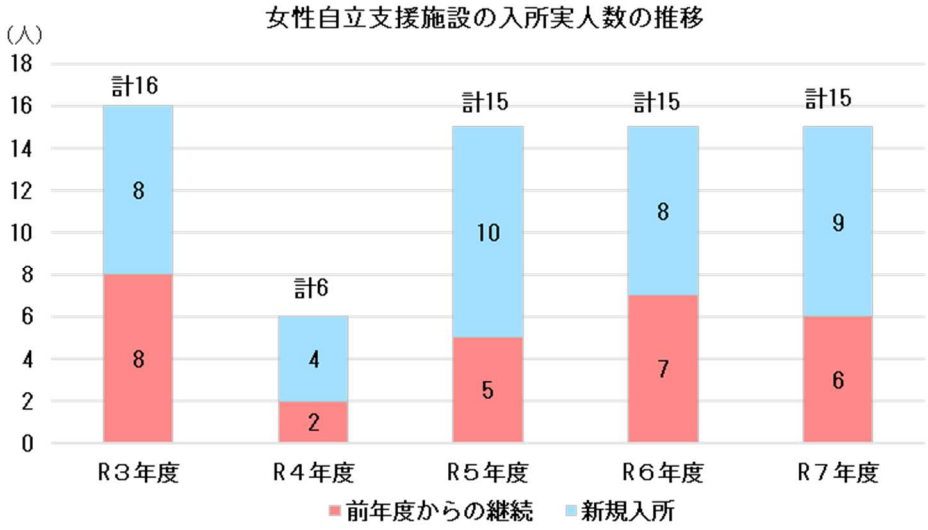
＊新規相談件数のうち、無言・内容不明・性被害以外の相談を除いた件数の内訳

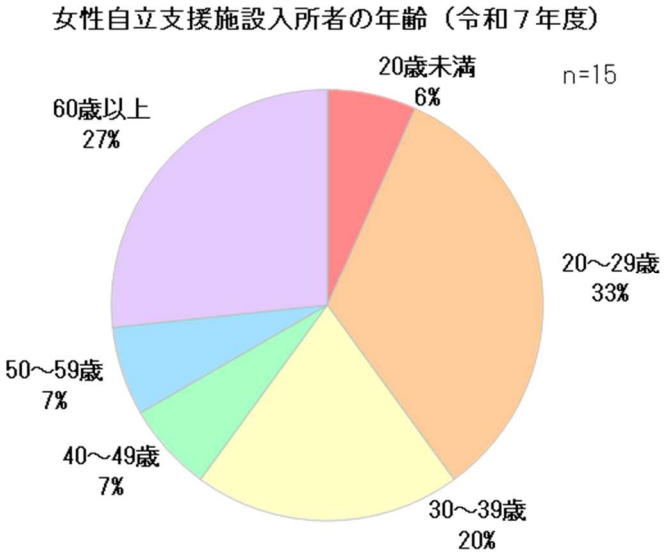
⑹　女性自立支援施設の状況

本県には、女性自立支援施設が１か所あり、定員は 20 名です（令和８年４月現在）。

年間の新規入所者は４～10 人で推移しており、年度によりばらつきもありますが、入所実人員は 15 人前後です。

令和７年度の入所者数の年齢別内訳については、20 代が約３割と最多であり、次いで 60 代以上が３割弱、30 代が２割でした。また、20 歳未満の入所者は１割弱でした。

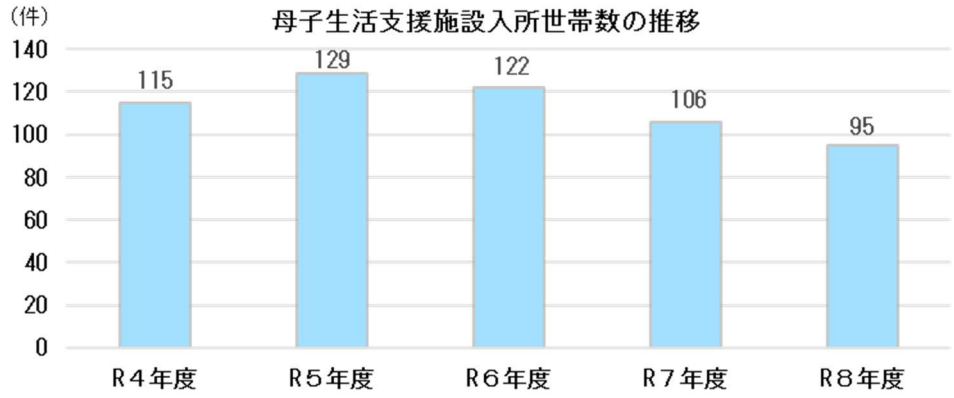




＊厚生労働省「女性支援護事業実施状況報告」を基にこども家庭課作成

⑺　母子生活支援施設の状況

母子生活支援施設は県内に８か所あり、合計定員は 140 世帯です（令和８年４月現在)。入所世帯数は、令和６年度以降、減少しています。



＊「広島県健康福祉局行政概要」を基にこども家庭課作成
＊入所世帯数は、毎年４月１日時点のもの

⑻　関係機関における相談支援等の状況

次のような機関がＤＶや女性支援に関する相談支援を実施しています。

ア　エソール広島※

「エソール広島」は公益財団法人広島県男女共同参画財団が運営する、広島県の男女共同参画を推進するための拠点施設です。「エソール広島」の相談窓口に寄せられた相談は増加傾向であり、令和５年度以降、年間 2,500 件を超えて推移しています。

令和７年度の相談全体に占める女性の割合は約９割で、相談者の年齢構成は 50 代が約４割を占め、次いで 40 代、60 代の順となっています。相談の主訴は、家族に関すること、人生に関することがそれぞれ約２割を占めています。なお、主訴にＤＶ関係が含まれる相談は、全体の約１割です。

相談対応にあたっては、面接・電話相談で継続的に支援しているほか、ＤＶ等の深刻な相談は、警察や県こども家庭センター、医療機関、弁護士等の専門家と連携しています。

イ　警察

警察では、ＤＶ事案や性犯罪、ストーカー被害等について、相談・通報に対応するほか、被害者支援を行っています。

近年、ＤＶに関する相談件数は年間 2,000 件を超えて推移しており、令和７年に裁判所から保護命令に関連する書類提出を求められた件数は、47 件でした。

ストーカー被害に関する相談件数については、令和７年は年間 722 件でした。

また、性犯罪の認知・検挙件数は近年増えており、令和７年の不同意わいせつ・性交等事件の検挙件数は、年間 215 件でした。

ウ　その他

弁護士が法律に関する相談支援を行う「法テラス※」、離婚やひとり親の就業、養育費、生活全般に関する相談支援を行う「広島県ひとり親家庭サポートセンター※」、予期しない妊娠等に関する相談支援を行う「にんしんＳＯＳ※」や「妊娠 110 番※」、地域における民生委員※・児童委員※等、様々な機関等が個別の課題に対応した専門的な相談支援を実施しています。

2　社会情勢及び県民意識等

⑴　特に考慮が必要な社会情勢の変化

ア　人口構造・世帯構造の変化、少子化の進展

少子化が進み、総人口、特に年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が減少しています。2020 年に対する 2050 年の年少人口及び生産年齢人口は、県内全ての市町において減少が見込まれています。

子供を持つ世帯数が減少している一方で、ひとり親世帯の割合は増加しています。

イ　社会の多様化、ライフスタイルの多様化

個人を重視する価値観の変化、グローバル化などにより、支援対象者が抱える問題の背景は複雑化・多様化しています。支援対象者も、外国人、ＤＶ男性被害者、性的マイノリティ、社会的養護※経験者など様々な背景を持っており、配慮すべき事項も多岐にわたっています。

ウ　デジタル技術の進展

様々な分野でＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）※が加速し、デジタルツールを活用した情報提供等が進むとともに、ＳＮＳ※(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用などにより、対面を要さない繋がりやコミュニケーション手段が拡大しています。また、メタバースや生成ＡＩ、６Ｇなど新たな技術の出現・実用化が進んでいます。

一方で、盗撮やリベンジポルノなどデジタル技術を利用した性犯罪や、スマートフォンやＧＰＳ機器等を利用した行動把握・監視によるストーカー・精神的暴力などの被害も増えています。また、ＳＮＳなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、性暴力やハラスメント※などの被害も多様化しており、被害者も低年齢化しています。

エ　法令等の整備

○　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「ＤＶ基本方針」という。）の改定（令和５年９月）

ＤＶ被害者の国籍を問わずその人権を尊重するとともに、安全の確保及び秘密保持に十分配慮しなければならないことや、ＤＶ防止に資するための若年層への教育啓発、加害者自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組として加害者プログラムの実施等が推進されています。

○　改正ＤＶ防止法の施行（令和６年４月、令和７年 12 月）

令和６年４月より、保護命令制度が拡充され、保護命令違反が厳罰化されるとともに、ＤＶ防止及び被害者の保護に関する協議を行うための関係機関等から構成される法定協議会の役割が強化され、都道府県において法定協議会の設置が努力義務となりました。また、令和７年 12 月には、保護命令制度のうち接近禁止命令等についてさらに拡充されました。

○　その他関連する法令

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和４年法律第 78 号。通称「ＡＶ出演被害防止・救済法」）が施行（令和４年６月）され、出演者の性をめぐる個人の尊厳が尊重されるようにすることが定められました。

また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 66 号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和５年法律第 67 号）が施行（令和５年７月）され、性犯罪に対して処罰範囲の拡大や性交同意年齢の引き上げ等が実施さ

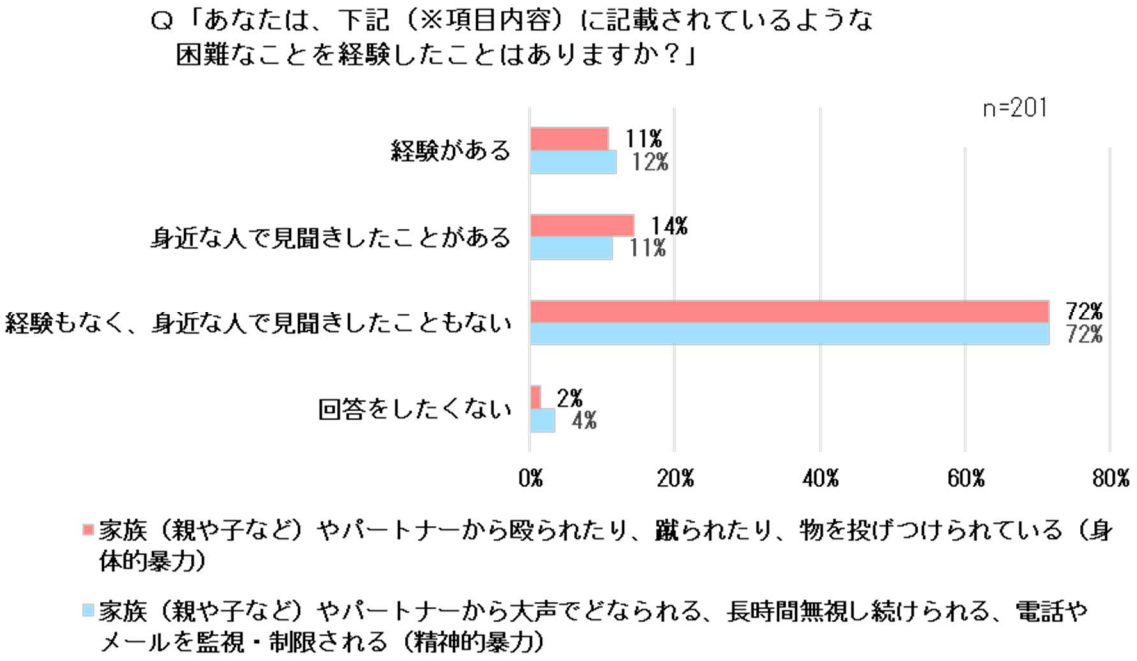
れました。
　さらには、民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 33 号）が施行（令和８年４月）され、離婚後も父母双方が親権を持つことが可能となる共同親権の導入や養育費の不払いを防ぐことを目的とした法定養育費の制度化、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し等が行われました。

⑵　県民の意識等

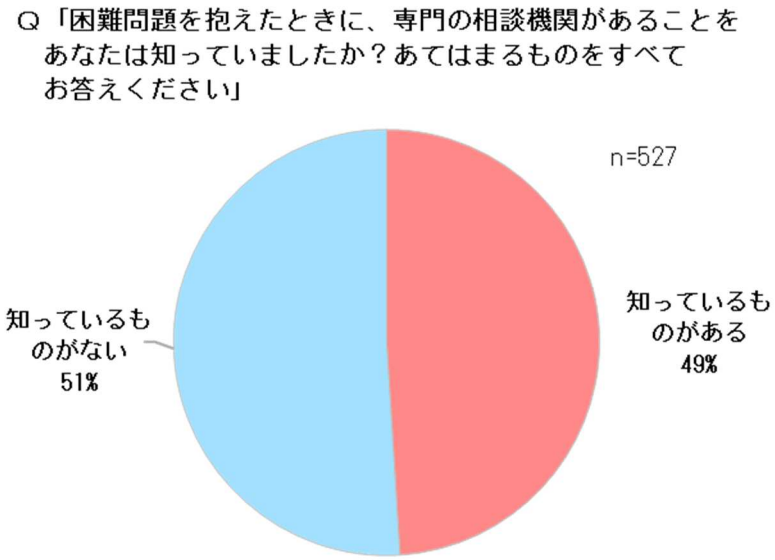
ア　困難な問題を抱えた際の相談に対する意識

広島県「困難な状況にある女性相談窓口周知に向けた意識調査」（令和７年度実施）では、527 名（男性６割、女性４割）の回答が得られました。

○　回答者のうち、女性を対象に、家族やパートナーから暴力（身体的・精神的）を受けた又は見聞きした経験について尋ねたところ、身体的暴力、精神的暴力ともに、「経験もなく、身近な人で見聞きしたこともない」と回答した割合が 72%であり、経験があると回答した割合はそれぞれ 11%、12%でした。

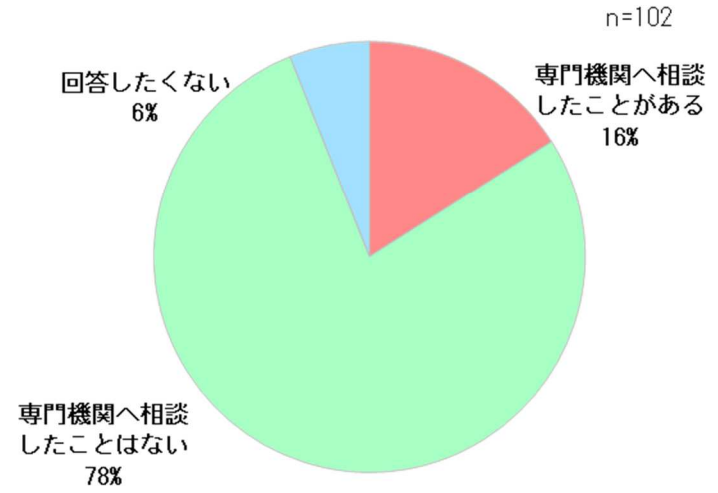


○　全回答者（男女）に対して、困難な問題を抱えた際の相談機関の認知度について尋ねたところ、「知っているものはない」という回答が 51%でした。

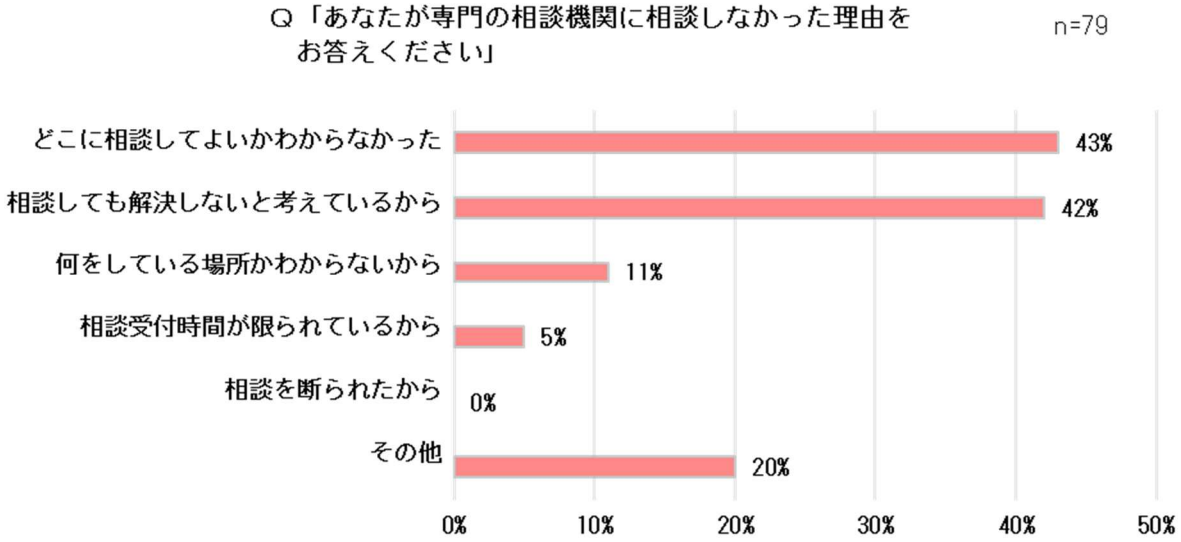


○　女性を対象に、経験した困難なことについて相談したことがあるかを尋ねたところ、「専門機関へ相談したことはない」が 78%でした。
　また、女性が相談機関に相談しなかった理由（複数回答可）としては、「どこに相談してよいかわからなかった」、「相談しても解決しないと考えているから」がそれぞれ約４割でした。

Q「あなたが経験した困難なことについて、専門の相談機関に相談したことはありますか？相談したことがある方はあてはまるものをすべてお答えください」

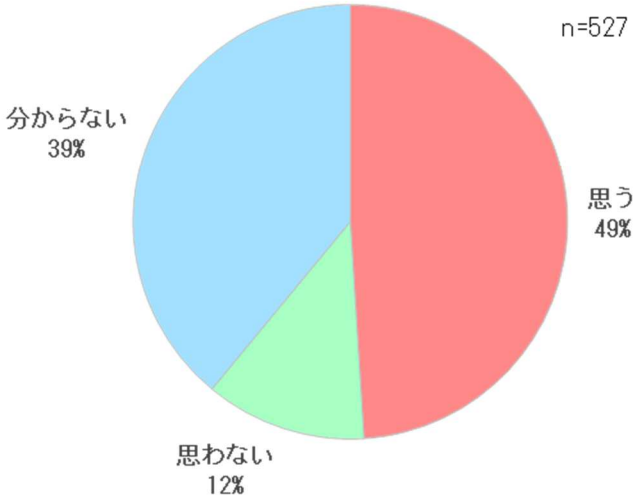


Q「あなたが専門の相談機関に相談しなかった理由をお答えください」

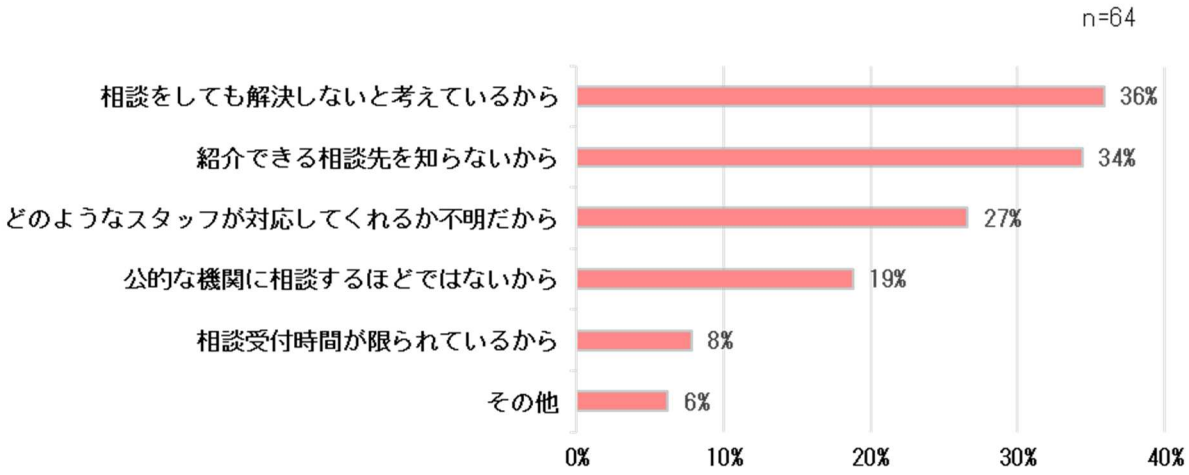


○　全回答者を対象に、身近な女性が困難な状況に陥った際に相談機関を紹介しようと思うかを尋ねたところ、「思う」が 49%、「思わない」が 12%でした。
　また、相談機関を紹介しようと思わない理由としては、「相談をしても解決しないと考えているから」が 36%と最多であり、次いで「紹介できる相談先を知らないから」が 34%でした。

Q「あなたが今後、身近な女性が困難な状況に陥ったときに、専門の相談機関を紹介しようと思いますか？」



Q「あなたが身近な女性が困難な状況に陥った時に、相談機関を紹介しようと思わない理由のうち、自分の意見に近いものをお選びください」

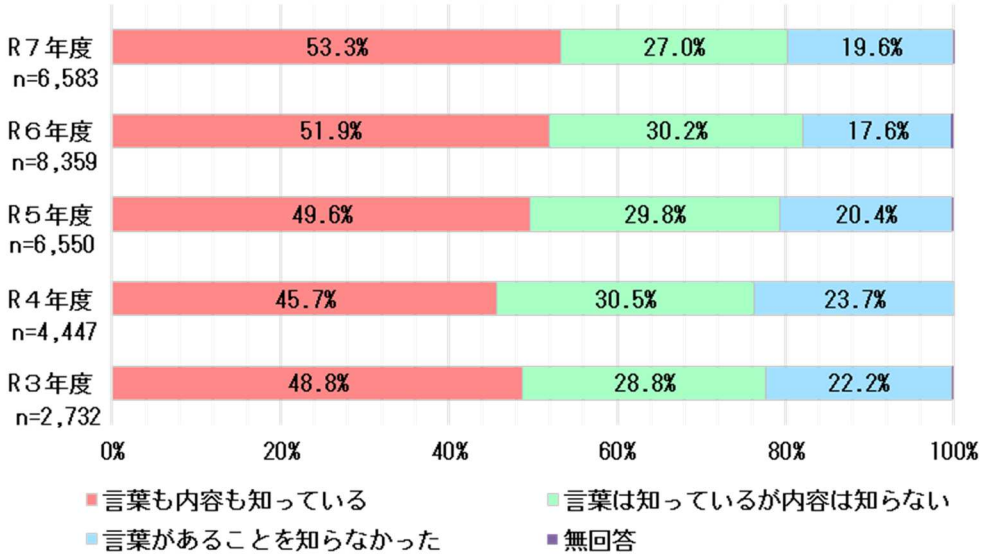


イ　若年層（高校生等）の暴力に対する意識と予防講座

本県では、県内の高校生等（県立・私立・特別支援高等学校）を対象とした「若年層におけるデートＤＶ※に関する意識調査」を平成 28 年より毎年実施しており、令和７年度は計 80 校（6,583 名）の回答が得られました。

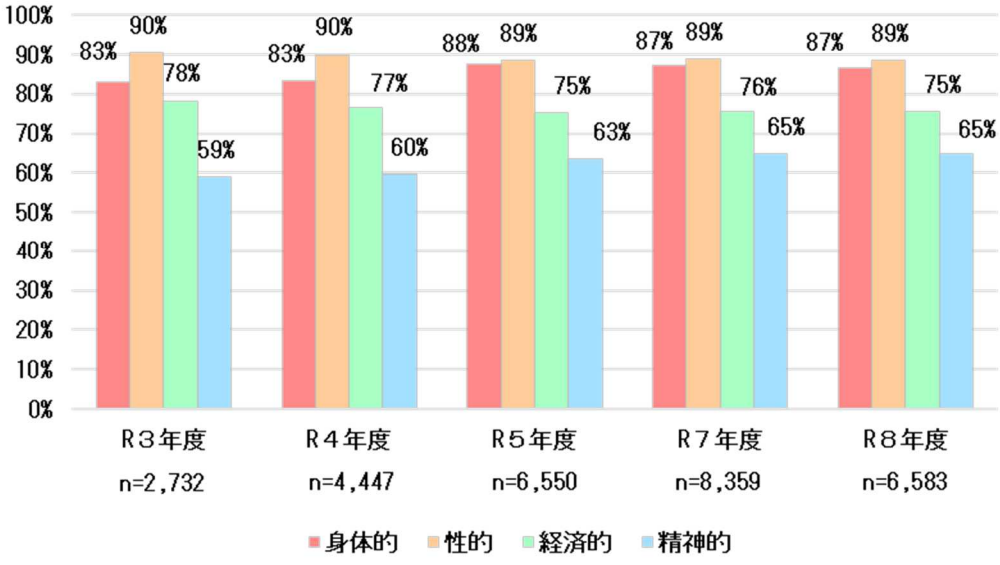
○　高校生等における「デートＤＶ」という言葉の認知度について、「言葉も内容も知っている」と回答した割合は、50％前後で推移しています。

Q「あなたは「デートＤＶ」（交際相手からの暴力）について知っていますか」



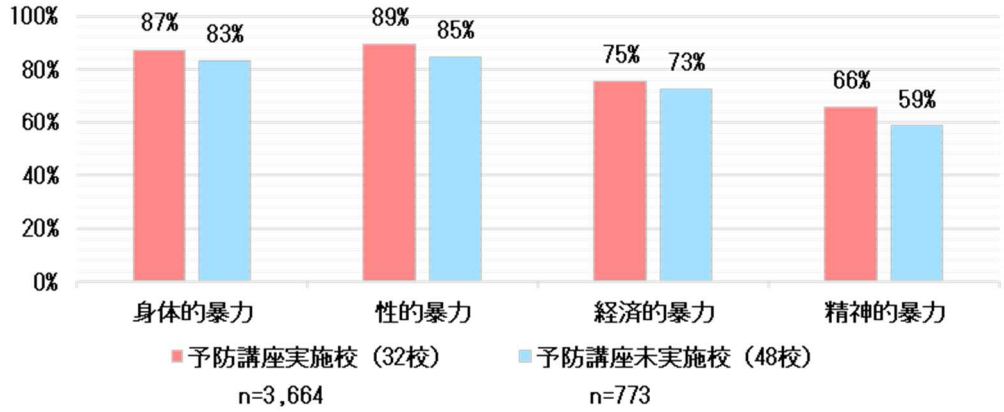
○　令和７年度の調査では、「身体を傷つける可能性のあるものでなぐる」等の身体的暴力や「相手が嫌がっているのに、性的な行為を強要する」等の性的暴力について「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した割合が９割前後である一方で、「交友関係や行先、電話・メール等を細かく監視する」、「何を言っても長期間無視し続ける」等の精神的暴力の認知度は低い水準で推移しています。

Q「交際相手の各態度や行動について、どんな場合でも暴力にあたると思いますか」



○　令和７年度調査において、デートＤＶに関する予防講座を実施している高校では、それ以外の高校と比べて全体的にＤＶに対する認知度が高くなっていました。

Q「交際相手の各態度や行動について、どんな場合でも暴力にあたると思いますか」
※予防講座実施校と未実施校の比較（令和７年度）



⑶　関係機関等の意見

ヒアリングやアンケートにより、関係機関等から意見を収集しました（令和７年６月～11 月）。

ア　啓発

- 県民が、自分自身や周囲の人がされていることがＤＶだと気づけるような広報が必要である。（市町）
- ターゲットや周知内容に応じて広報媒体や内容を変える必要がある。（市町）
- ＳＮＳを活用した広報が必要である。（市町）

イ　人材確保・育成

- 女性相談支援員について、専門知識と経験を持つ人材の確保が難しい。（市町）
- スーパーバイザー※など指導的立場の人材育成が重要である。（市町）
- 女性相談支援員等の資質向上に向け、国が作成した研修シラバス等も参考にしながら、研修の内容や開催方法を再検討する必要がある。（県こども家庭センター）
- 現場の意見を汲んだ研修テーマの設定や県外研修派遣をしてほしい。（県女性相談支援員）
- 児童福祉、教育、医療、司法など関連する他分野との合同研修を実施してほしい。（市町女性相談支援員）
- 対面での事例検討会や意見交換会を開催し、女性相談支援員や相談対応職員同士が情報交換できる機会を増やしてほしい。（県女性相談支援員・市町女性相談支援員）

ウ　相談支援

- ケース対応に際して、弁護士から法的問題に関する助言や支援がほしい。（市町）
- 小規模自治体では、担当職員が他業務を兼務していることが多く、緊急時に適切な判断ができるかどうか不安がある。（市町）

エ　支援調整会議・法定協議会

- 他自治体（特に先進市町）の取組状況を共有してほしい。（市町）
- 対応するケースが少なく、一時保護ケースもないので、支援調整会議や法定協議

会の設置の必要性を感じていない。（市町）
・　一時保護や施設入所のケースについて、退所後は元の居住地とは別の自治体に転居することが多いが、退所後の市町が主体となって会議を参集することは困難なため、施設や県センターから開催を呼び掛けてほしい。（市町）

オ　一時保護・安全確保
・　社会的養護経験者や性被害歴のある人など、継続的・専門的な支援を要するケースが増えており、一時保護解除後の支援方針の検討に困難を感じる。（県こども家庭センター）
・　若年層は、相談に至った際にはすでに問題が複雑化していて、面接相談や一時保護を要するケースが多い印象がある。（県こども家庭センター）
・　県内の一時保護所は西部こども家庭センター１か所のみで、全ケースを同センターの女性相談支援員が担当している。例えば、一時保護後に転宅する場合は行政の手続きや家財道具の買い出しも全て女性相談支援員が対応しており、負担が大きい。（県女性相談支援員）
・　北部地域への一時保護所やシェルターの設置を希望する。（市町）
・　一時保護委託については、県センターの方針のもと一律に外出や通信の制限を行っているが、保護期間が長期化すると利用者にストレスが生じやすい。特に、同伴児童がいるケースは子供への負担が大きいため、ＤＶ加害者の追跡リスクなどケースごとに危険度をアセスメント※し、柔軟な対応を検討してほしい。（施設）
・　一時保護退所後は、原則、県センターからは連絡しないことにしているが、逃避の必要のない人には様子伺いの連絡をしても問題ないと考える。（県こども家庭センター）

カ　個別支援計画
・　一時保護（委託）したケースについては、県こども家庭センターの見立てや総合的評価を書面で共有してもらえると支援に活かしやすい。（市町）
・　一時保護解除時に個別支援計画を作成しているが、関係機関への提供方法は十分に整理されていない。（県こども家庭センター）
・　関係機関が支援に活用しやすいよう、個別支援計画に記載する項目の精査と様式の作りこみが必要である。（県こども家庭センター）

キ　施設による支援
(ｱ)　女性自立支援施設
・　若年層の入所が増えている。精神疾患を有する人や社会的養護経験者、被虐待経験者等が増えており、帰住先がなく、丁寧な支援が必要なケースが多い。（施設）
・　市町の会議体との連携等のノウハウがないので、連携の仕方を助言してほしい。（施設）

(ｲ)　母子生活支援施設
・　入所時の主訴がＤＶであっても、養育困難など様々な課題を持ったケースが多く、継続的な支援が必要。（施設）
・　ＤＶ以外のケースでも積極的に活用してほしいが、市町によって入所決定の基準が様々で、ＤＶ逃避の場合に限っている市町もある。（施設）
・　仕事や学校の継続のため、退所後も施設周辺に居住するケースが多く、アフターケアにも力を入れている。（施設）

ク　民間団体
・　積極的に一時保護委託に民間シェルターを活用してほしい。男性やＬＧＢＴ※の人の避難に対応できる場合もある。（民間シェルター）
・　近くに活用できる民間団体がない、活用できる団体があるかどうかの情報がない。（市町）

3　計画の基本的な方針

⑴　将来にわたって目指す社会像と目指す姿

本計画では、より具体的なイメージを持って取組が進められるよう、ミッション（将来にわたって目指す社会像）に加え、計画期間である５年後の目指す姿を施策の柱ごとに設定しました。

将来にわたって目指す社会像

◆　県民に配偶者や交際相手による暴力を認めない意識が浸透し、誰もがこうした暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

◆　すべての女性の人権が尊重され、安心して、自立して暮らすことができる社会の実現

（趣旨）
○　県民一人ひとりに、性差別やＤＶ・性暴力等の暴力を許さない意識が浸透し、差別や暴力の未然防止が図られるとともに、配偶者や交際相手による暴力について、被害者等が安心して相談でき、早期に安全の確保や適切な支援を受けることにより、心身ともに安定して暮らすことができている社会を目指します。
○　様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な状況にあるすべての女性が、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、早期に相談・支援に繋がり、その意思を尊重されながら、多様な支援を包括的に切れ目なく受けることができ、その結果、安心して、自立した生活を営むことができている社会を目指します。

なお、目指す姿（５年後）については、施策の柱ごとに設定しており、「第３章　施策の柱及び取組の方向」に記載しています。

⑵　特に注力する施策

支援対象者は複雑な背景や問題を抱えていることが多く、目指す姿の実現に向けては、関連する様々な分野に携わる人々や県民が、ＤＶ防止・女性支援の認識を高め、適切な相談支援に繋げるとともに、分野を超えた支援が継続的に行われることが重要です。そのため、次の３点を特に注力する施策として設定します。

ア　地域の包括的な支援体制ネットワークの構築

支援対象者は複合的な問題を抱えていることが多く、分野を超えた関係機関・部署が支援対象者を把握し、見守りや支援を行う体制を構築する必要があります。そのため、支援調整会議の設置などにより、多機関による情報共有や支援の検討を行える環境を整えます。

イ　ＤＶと児童虐待※の総合的な対応

家庭内でＤＶと児童虐待が同時に発生していることが多く、双方の視点をふまえて家庭全体のアセスメントを行い、支援方針を検討する必要があるため、引き続き、両部門が連携して情報共有やアセスメントを行う仕組みづくりを進めます。

ウ　若年層への予防教育

特に若年層において、早期に相談に繋がりにくい傾向があり、その理由として、公的相談機関の認知度の低さや相談への抵抗感があることが考えられるため、問題が複雑化する前に早期発見・支援に繋がるよう、若年層に向けた広報を重点的に行います。また、被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、若年のうちからの教育・啓発に取り組みます。

⑶　施策体系

現状の課題や特に注力していく施策を踏まえ、本計画の施策体系を「Ⅰ　支援の基盤づくり」「Ⅱ　啓発・予防」「Ⅲ　相談支援・安全確保」「Ⅳ　継続的な支援」の４つの柱に分けて、それぞれの柱ごとに、目指す姿を実現するための具体的な取組を示します。

また、柱ごとに成果指標や参考指標を設定し、本計画の終了時点である令和 12 年度の目標値を定め、進捗状況を確認しながら、施策を体系的に進めていきます。

施策の柱	項目
Ⅰ　支援の基盤づくり	１　地域の包括的支援ネットワーク ２　相談支援体制の強化 ３　ＤＶ・児童虐待の総合的な支援
Ⅱ　啓発・予防	１　広報啓発の推進 ２　若年層への予防教育
Ⅲ　相談支援・安全確保	１　相談支援の充実 ２　一時保護・安全確保
Ⅳ　継続的な支援	１　地域における支援 ２　施設による支援

第３章　施策の柱及び取組の方向

施策の柱Ⅰ　支援の基盤づくり

目指す姿

◆　複雑・多様かつ複合的な問題を抱える支援対象者に対し、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できる体制の構築が進んでいます。

◆　多機関における連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象として、早期かつ切れ目のない支援が、支援対象者の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ、本人の意思を最大限尊重し、本人の立場に寄り添いながら行われています。

⑴　地域の包括的支援ネットワークの構築

【現状】

○　支援対象者は、ＤＶや児童虐待、精神疾患、生活困窮等の複合的な問題を抱えている場合が多くあります。また、女性支援法では、法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、支援の対象としています。

○　令和５年のＤＶ防止法の改正により、関係機関等により構成される法定協議会を組織することが都道府県の努力義務となりましたが、本県においては、まだ組織していません。また、市町村についても法定協議会を組織することができることとされ、県内では 12 市町が組織しています。

○　なお、従来から、ＤＶ防止対策に係る関係機関の連携については、県では、県全域や県こども家庭センターの圏域ごとに関係機関で構成される関係機関連絡会議を開催しています。また、22 市町が要対協と連携したＤＶ防止ネットワーク会議を設置しています。

○　女性支援法では、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の支援対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行う支援調整会議の設置について、地方公共団体の努力義務としており、県内では３市町が設置しています。

○　ＤＶ防止法に基づく基本計画の策定及び女性支援法に基づく基本計画（以下「両市町村基本計画」という。）の策定について、都道府県は義務、市町村は努力義務となっており、県内では、ＤＶ防止法に基づく基本計画は 23 市町、女性支援法に基づく基本計画は６市町が策定しています。

【課題】

○　多様で複合的な問題を抱える支援対象者に対し、分野を超えた多機関が情報共有、連携を図り、支援対象者の身近な地域において継続的、包括的な支援を行うためには、支援調整会議や法定協議会（以下「支援調整会議等」という。）を活用することが有効ですが、設置の必要性や役割が十分に認識されていないこと等から、これらの会議体の設置が十分に進んでいません。

○　支援対象者を巡る状況は地域の特性によって異なることを踏まえ、両市町村基本計画を各市町において策定することが望まれますが、女性支援法に基づく基本計画については、多くの市町が策定できていません。

【取組の方向】

- 県においては、支援調整会議と法定協議会を一体とした会議体を設置し、代表者会議として支援対象者への支援体制の構築の推進等に取り組みます。また、ＤＶや女性支援が県庁内の様々な部署に関係し得るものであることを踏まえ、男女共同参画等に関わる部門にも情報共有を行う等、庁内連携を推進します。
- 広域的な観点から、市町における支援対象者への支援が円滑に進むように、支援調整会議等の設置状況や両市町村基本計画の策定状況、各種施策の取組状況ついての情報提供、市町のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等により、市町に対する支援を行います。また、各市町の取組状況を把握し、格差が生じないよう、必要な取組を促すとともに、市町における庁内連携の推進について働きかけます。

⑵ 相談支援体制の強化

【現状】

○ 県では、令和７年に開設した西部こども家庭センター東広島支所及び東部こども家庭センター三原支所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるとともに、女性相談支援員を配置し、県のＤＶ防止・女性支援に関する相談支援体制を拡充しました。（再掲）

○ また、性暴力被害への対応については、平成 28 年に性被害ワンストップセンターひろしまを開設し、相談支援を実施しています。

○ 市町においては、地域の実情に応じて、配偶者暴力相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、ＤＶ防止・女性支援に関する相談窓口（以下「ＤＶ・女性相談窓口」という。）の設置などを行い、ＤＶ防止・女性支援に関する相談支援機能の充実を図っていますが、市町によって取組状況に差が見られます。

○ 女性相談支援員の配置は市町村の努力義務となっていますが、女性相談支援員を配置している市町は 13 市町、女性相談支援員は計 20 名となっています。また、配偶者暴力相談支援センターは、広島市、東広島市及び安芸太田町の３市町が設置しています。

○ 多くの市町において、女性相談支援員やＤＶ・女性相談窓口の担当職員は少数又は一人で担っており、周囲にＤＶ防止・女性支援に関する知識や経験を有する職員がおらず、組織内で助言や協力が得られにくい場合もあります。

○ 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター、性被害ワンストップセンターの支援員、女性相談支援員、ＤＶ・女性相談窓口の担当職員等（以下「相談対応職員」という。）は、ＤＶ加害者等からの暴力、暴言にさらされる危険があるほか、支援対象者の深刻な被害体験を聴くことで自身に精神的な影響を受ける場合や、懸命に対応することによって精神的に消耗し、バーンアウト※する場合がある等、心身の負担が大きい状況にあります。

○ 盗撮やリベンジポルノなどデジタル技術を利用した性犯罪や、スマートフォンやＧＰＳ機器等を利用した行動把握・監視によるストーカー・精神的暴力などの被害も増えています。また、ＳＮＳなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、性的な暴力やハラスメント、児童ポルノなどの被害も多様化しており、被害者も低年齢化しています（再掲）。

【課題】

○ 多様で複合的な問題を抱える支援対象者に適切に支援を行うため、相談対応職員には、高い専門性が求められています。また、デジタル技術を利用した性犯罪やストーカー等の被害が増えていることを踏まえ、相談対応職員等の支援に関わる職員が、これらに関する情報や対策について新たな知識を習得する必要があります。

○ 市町においては、女性相談支援員の配置とともに、庁内の関係部署との連携体制の整備が求められます。

○　相談対応職員の安全確保やバーンアウト、二次受傷※の防止への配慮が必要であり、相談対応について助言や協力が得られる体制が求められます。
○　性被害者等が途切れない支援を受けるためには、支援に携わる各機関の役割分担や情報共有、支援のあり方等についてノウハウを積み上げ、支援体制を充実させていく必要があります。

【取組の方向】
- 国が作成した女性相談支援員養成研修シラバスを参考に、相談対応職員の研修を実施するとともに、デジタル技術による被害への対策を含めた研修内容を充実させ、相談対応職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。
- 市町において、配偶者暴力相談支援センターの設置と女性相談支援員の配置が努力義務であることを踏まえ、県では、各市町のニーズに対応した支援体制の強化や職場内の連携体制の強化等について、市町の先進的な取組状況など必要な情報提供や助言を行います。
- 相談対応職員が、定期的にそれぞれの現場の取組状況や課題を報告し合うとともに、互いの経験を共有し、共に学びあう機会を設けることにより、自治体の枠を超えた相談対応職員同士の繋がりを強化します。また、県と市町の相談対応職員の合同研修や県こども家庭センターの圏域ごとの関係機関連絡会議の開催等により、県と市町の連携強化を図るとともに、日頃の活動において県の相談対応職員が市町の相談対応職員に対して必要な助言を行います。
- 性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談機関に相談できる環境を確保するため、「性被害ワンストップセンターひろしま」において 24 時間 365 日相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、医療や法律等の専門的支援を行います。

⑶　ＤＶ・児童虐待の総合的な支援

【現状】
○　ＤＶと児童虐待は密接に関連しており、ＤＶが起きている家庭では、児童虐待が同時に行われている場合があります。ＤＶ加害者が直接子供を虐待する場合や、子供が見ている前で夫婦間で暴力を振るう場合があり、後者は面前ＤＶ※（心理的虐待）にあたります。また、ＤＶ被害者は、加害者に対する恐怖心などから、加害者による子供への虐待を制止することができなくなる場合があるとともに、ストレス等からＤＶ被害者自身が子供に虐待を行ってしまうこともあります。
○　県では、西部こども家庭センターを女性相談支援センターとして位置づけるとともに、全５か所の県こども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、それぞれに女性相談支援員を配置し、児童相談とＤＶ・女性相談の機能統合を行い、全国に先駆けてＤＶと児童虐待を総合的に支援する体制を整えています。
○　県内では、22 市町が要対協と連携したＤＶ防止ネットワーク会議を設置しています。（再掲）

【課題】
○　ＤＶと児童虐待が同時に起きている家庭に対しては、ＤＶ対応部門と児童虐待対応部門が連携、協働して対応する必要があります。
○　法定協議会や要対協を通じた情報共有の枠組みや担当者間の関係づくりを行うとともに、お互いの役割やＤＶと児童虐待の特性等を理解するための研修の充実等が求められます。

【取組の方向】
- 県こども家庭センターにおいて、ＤＶ担当職員と児童虐待担当職員が、互いの業務に対する理解を深めることができるよう、合同研修や相互研修を実施するほか、ＤＶ

と児童虐待が同時に起きている事案に対して、ＤＶ担当職員と児童虐待担当職員が協働して相談面接やアセスメント、ケースカンファレンス※を行うこと等により、ＤＶと児童虐待の双方の視点を踏まえた対応に取り組みます。

➢　市町においても、ＤＶ対応職員と児童虐待担当職員の合同研修・相互研修の実施、支援調整会議等と要対協への相互参加や一体的実施等により、互いの業務に対する理解を深め、協働できる体制づくりを促進します。また、各市町において、ＤＶ対応部門と市町こども家庭センター※を核とする児童虐待対応部門の連携強化や一体化を図るため、各市町の状況や好事例を収集し、様々な機会を活用して、各市町への情報提供、助言を行います。

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
女性支援法に基づく支援調整会議の設置市町数	３市町	23 市町
ＤＶ防止法に基づく法定協議会の設置市町数	12 市町	23 市町
女性支援法に基づく市町村基本計画の策定市町数	６市町	23 市町

※施策の柱Ⅰについては、支援のための基盤づくりを目的としており、県民視点での直接的な成果には結びつきにくいため、成果指標は設定せず、参考指標のみとする。

施策の柱Ⅱ　啓発・予防

目指す姿

◆　県民が、世代や地域を問わず、ＤＶ防止や女性支援に関する相談窓口や活用できる制度について認知し、自身や周囲の被害や困りごとに気づくことで、早い段階で相談・支援に繋がることができています。

◆　県民に、若年のうちから成長段階に応じたＤＶ・性暴力等の予防教育が行われ、自身の心と身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやって行動できる、被害者にも加害者にも傍観者にもならない若者の育成が図られています。

⑴　広報啓発の推進

【現状】

○　女性が困難な問題を経験した際の相談状況については、「専門機関へ相談したことはない」が全体の８割近くを占め、相談経験がある場合でも各相談機関への相談割合は１割にも満たない状況です。

○　支援対象者が生活困窮や就労などの困りごとに関する支援窓口を訪れた際に、支援窓口の職員にＤＶ等に関する知識が少ないために、背景にＤＶ等の問題があることに気づかず、ＤＶ防止等のための適切な支援に繋がらない場合や、対象者の置かれた状況に対する理解や配慮が不足した対応により、二次被害が生じる場合があります。

【課題】

○　困難な問題を抱えていても相談に至らない背景には、女性支援の相談窓口の認知度の低さや、「相談しても解決しない」等といった思いがあるため、相談窓口や受けられる支援についての広報が必要です。

○　支援対象者が訪れる関連部署においても、ＤＶ防止や女性支援の理解を深め、適切に対応する必要があります。

【取組の方向】

➢　様々な媒体や機会を活用し、ＤＶや性暴力を許さないという意識醸成を図るための広報啓発に取り組むとともに、相談窓口や支援対象者が活用できる施策、ＤＶ被害者を発見した場合の通報の努力義務について、広く県民への周知を図ります。

➢　多様な相談窓口において支援対象者を把握し、最適な相談や支援に繋げられるよう、職務関係者に対し、ＤＶ防止や女性支援に関する理解を深めるための研修の実施、被害者対応の手引き等の配付、二次被害の防止に必要な情報の提供等に取り組みます。

⑵　若年層への予防教育

【現状】

○　国では、進学・就職など新生活が始まる時期である４月を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、若年層の様々な性暴力被害の予防や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性の啓発など、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための広報・啓発を行っています。

○　県では、令和３年度から中学校、高校等におけるデートＤＶ予防講座の実施校の拡大に取り組んでおり、デートＤＶに関する予防講座を実施している高校では、それ以外の高校と比べて全体的にＤＶに対する認知度が高くなっています。

【課題】

○　「若年層の性暴力被害予防月間」は社会全体に十分に認識されておらず、若年層が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないための啓発を拡充する必要があります。

○　デートＤＶ予防講座を実施する中学校、高等学校は一部に留まっており、実施校を拡大していく必要があります。

【取組の方向】

➢　ＳＮＳなど若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関等と連携、協力して、「若年層の性暴力被害予防月間」との連動も図りながら、若年層が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないための啓発や相談窓口の周知の強化に取り組みます。

➢　実践的なデートＤＶの予防講座を実施できる人材を養成するとともに、教育委員会と連携して教材や講師情報を中学校、高等学校等へ提供し、デートＤＶ予防講座の実施校の拡大を図ります。

成　果　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
配偶者や交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談した人（性別を問わない。）の割合	74% （参考値*） *R7 の調査対象は女性のみ。	84%
困難な状況にあったときに誰かに相談した人（女性に限る。）の割合	69%	78%

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
県内高校生のデートＤＶ認知度	53%	80%
女性支援に関する相談窓口の認知度	27%	60%

施策の柱Ⅲ　相談支援・安全確保

目指す姿

◆　支援対象者が心身の安定を図りながら、今後の生活に向けた様々な支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思に沿った支援方針について、女性相談支援員等信頼のおける支援者と共に、検討を行っています。

◆　支援対象者の状態（保護理由や心身の状況等）に応じた保護を行うための環境（保護場所）が整い、支援対象者が、過度な制約がない生活環境で安心して一時保護を受けることができています。

(1)　相談支援の充実

【現状】

○　支援対象者は、ＤＶや児童虐待、精神疾患、生活困窮等の複合的な問題を抱えている場合が多くあります。また、女性支援法では、法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、支援の対象としています。（再掲）

○　女性相談支援センターや市町のＤＶ・女性相談窓口等では、支援対象者の意思を尊重しながら、支援対象者の課題や緊急性等をアセスメントし、継続的な支援や多機関との連携、入所支援等、必要な支援を的確に判断し、提案することが求められます。

○　性犯罪・性暴力は依然として深刻な状態が続いていますが、被害者は自責の念や羞恥心などから相談につながりにくい傾向があります。

○　支援対象者の中には、行政等の公的相談機関ではなく、シェルターなど民間団体の支援を受ける人もいます。

○　ＤＶ被害者については、男性も相談支援の対象となりますが、男性からの相談は少ない状況にあります。また、ＤＶ加害者に対する対策は十分とはいえません。

【課題】

○　多様で複合的な問題を抱える支援対象者に適切に支援を行うため、より専門的なアセスメントができるよう、相談対応職員の資質向上が必要です。

○　性被害等の相談に対する心理的な抵抗を減らし、安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境整備が求められます。

○　公的相談機関に繋がりにくい支援対象者にも適切な支援が届くよう、県や市町と民間団体との連携の強化を図る必要があります。

○　ＤＶ防止のためには被害、加害双方の視点から、男性も相談しやすい体制を整える必要があります。

【取組の方向】

- 相談対応職員の研修を実施するとともに、国が作成した女性相談支援員養成研修シラバスを参考に研修内容の充実を図り、相談対応職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。（再掲）
- 性被害等について、相談に対する心理的な抵抗を減らすために、Web による相談受付やチャット相談の窓口周知に取り組み、適切な支援に繋げます。
- 多様な支援対象者のニーズに対応できるよう、県や市町の相談対応職員等が民間の支援機関の取組を共有する機会を設ける等、民間団体との連携を促進します。
- ＤＶに関する男性専用の電話相談窓口を設置し、男性の被害者及び加害者の相談対応を行います。

⑵ 一時保護※・安全確保

【現状】

○ 県では、西部こども家庭センターが運営する一時保護所１か所のほか、一時保護を委託している社会福祉施設※・事業所７か所及び民間シェルター３か所で支援対象者の保護を行っています。（再掲）

○ 市町では、ＤＶ等の支援体制として、一時避難場所確保事業や生活困窮者自立支援事業※、子育て短期支援事業等を活用して、一時避難場所を確保している市町もあります。（再掲）

○ 一時保護が必要な支援対象者には、多様な事情があります（例えばＤＶや性暴力等の加害者からの避難中である、医療的ケアが必要である、妊娠中である、児童を同伴している、高齢である、外国籍である、障害がある、何らかの事情により帰宅が困難である等）。

○ 支援対象者の状況として、ＤＶ加害者の追及から逃れる等のために、居所等の厳重な秘匿を要する場合と、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会との繋がりを維持することが必要な場合とがあります。

○ 被害者支援の観点から、ＤＶ加害者プログラムに参加する動機付けのあるＤＶ加害者に働きかけることで、ＤＶ加害者に自らの暴力の責任を自覚させるとともに暴力の再発を防ぐための取組は、ＤＶ防止に向けて考えられる重要な施策の一つです。国では、ＤＶ加害者プログラムについて、令和２年度は本県、令和３年度は本県、熊本県及び長崎県で試行的に実施しました。令和４年５月に「試行のための留意事項」を作成・公表し、令和４年度には東京都、大阪市で追加的な試行実施を行いました。これらの成果等をもとに、「試行のための留意事項」について必要な修正・追記等を検討し、令和５年５月に「実施のための留意事項」を作成しました。

【課題】

○ 一時保護は本人同意の下で行われるものですが、通信や外出の制限等の入所の条件が本人の希望や意思に反する等の理由から、必要な場合であっても一時保護が行われないことがあります。また、居所等を秘匿する必要性が薄く、むしろ社会との繋がりを維持することが必要な場合は、一時避難が可能な場所や方法について柔軟かつ多様な対応が求められています。

○ 居所等の厳重な秘匿を要する場合においては、都道府県域を超えた一時保護又は施設入所が必要になる場合もあります。

○ 一時保護所や一時保護委託先において、精神疾患のある支援対象者など、対応が困難なケースが増えており、医療機関との連携が求められます。

○ 支援対象者は多様で複合的な問題を抱えており、適切な支援を行うためには、様々な観点からのアセスメントを行った上で、本人の意見や意向を踏まえた個別支援計画の策定が必要です。

○ 一時保護時に支援対象者が児童を伴う場合は、支援対象者本人だけでなく同伴児童

を含めた家族としての支援の方針を検討することが求められます。

○　ＤＶ加害者については、自身の加害の責任への自覚が乏しく、加害者プログラムへの参加の動機付けがある者が少ないことに加え、わが国には、加害者プログラムの受講を義務づけるような法制度はないことから、大多数のＤＶ加害者が加害者プログラムに繋がっていません。

【取組の方向】

- 安全・安心な生活環境を確保するとともに、支援対象者のニーズや状況に配慮した一時避難先を確保します（行動制限の緩和、男性やＬＧＢＴへの対応など）。
- 都道府県域を超えて一時保護又は施設入所がなされる広域的な対応の円滑化のため、他都道府県との情報共有や連携の強化、事務手続きの整備等に取り組みます。
- 精神疾患等により特に配慮を要する支援対象者のケアや安全確保のために、医療機関との連携の強化を図ります。
- 女性相談支援センターは、一時保護が必要な場合や女性自立支援施設への入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等に、原則として支援対象者本人の参画を得て、個別支援計画の策定に努めます。
- 一時保護された同伴児童に対して、必要に応じて関係機関等と連携し、一人の児童として尊重されるよう支援を行います。
- 警察等の関係機関と連携しながら、ＤＶ加害者等への対応方法や、専門機関に繋ぐ仕組みなど、加害者対応の強化について、被害者目線に立った具体的な検討を進めていきます。

成　果　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
女性相談支援センターにおける支援に関して肯定的な評価をした利用者の割合	―	84%

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
一時避難先を確保している市町数	７市町	23 市町
「性被害ワンストップセンターひろしま」の活用割合	17.4% （Ｒ６）	18.6%

施策の柱Ⅳ　継続的な支援

目指す姿

◆　支援対象者が、活用できる支援策について情報提供を受け、自身の希望や意思を尊重されながら、支援調整会議等の場を活用して、自立に向けた支援方針の検討が行われています。

◆　一時保護所や施設を退所した支援対象者が地域生活に移行した後も、支援方針を基に、相談対応職員や関係機関の支援者等が自立を支援し、新たな困りごとや問題の発生があった場合も早期に発見できています。

⑴　地域における支援

【現状】

○　一時保護解除後、支援対象者の半数程度が帰宅や帰郷など在宅での生活に移行していますが、地域生活への移行に際しては、自立した生活の定着に向けて支援や見守りの継続を要する場合も多くあります。

○　性犯罪・性暴力への社会的関心の高まりや、ＳＮＳを起因とする性被害の増加などにより、性犯罪の認知件数は増加傾向にあります。一方で、性暴力被害に遭った方の約８割の方が警察に申告しないなど（令和７年版犯罪白書）、被害が潜在化する状況にあります。

【課題】

○　継続的な支援が行われるよう、支援方針の共有を図り、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行う必要があります。

○　性被害等からの回復や軽減を図るため、適切に専門的な支援機関に繋げる必要があります。特に、若年層は、被害者自身が被害と認識していないことや、相談窓口に関する知識が乏しいこと、相談すること自体に心理的な抵抗が生じやすいこと等から、自ら被害を申し出ることが難しい場合があるため、被害に対する正しい知識や相談窓口に関する啓発を行う必要があります。

【取組の方向】

➢　女性相談支援センターが一時保護した支援対象者が地域移行する際は、市町に個別支援計画を引き継ぐとともに、支援調整会議等の場を活用して、支援方針を関係機関間で共有し、役割分担や連携体制を確認します。また、支援対象者と地域における支援担当者との顔合わせを確実に行うなど、必要な支援が途切れることのないよう引き継ぎを行います。

➢　性被害ワンストップセンターにおいては、24 時間 365 日相談対応を行い、支援対象者のニーズに応じて、心理カウンセリングや弁護士相談など専門的なケアや支援に繋げます。

⑵　施設による支援

【現状】

○　本県では、女性自立支援施設が１か所設置されており、入所者数はほぼ横ばいの傾向です。

○　母子生活支援施設は、県内に８か所ありますが、近年、入所世帯数は減少傾向にあ

ります。
○　これらの施設では、入所中の生活支援のほか、関係機関への同行支援や地域移行支援、退所後のアフターフォロー等も行っています。
○　入所者のうち、ＤＶ被害等による心身の不調を抱えている場合には、長期的な回復支援が必要です。また、入所者の中には、精神障害や知的障害等の障害のある方もいるため、それぞれの特性に応じたきめ細かな支援が求められます。

【課題】
○　居所等の厳重な秘匿を要する場合においては、都道府県域を超えた一時保護又は施設入所が必要になる場合もあります。（再掲）
○　母子生活支援施設については、施設を活用した早期支援が促進されるよう、入所決定を行う市町と施設の連携強化を図る必要があります。
○　支援対象者の被害回復支援にあたっては、医療機関等の専門機関と相談・連携しつつ、生活する力の獲得や人間関係の再構築に向けた支援が必要であり、支援者にも高い専門性が求められます。
○　施設入所中の支援対象者の支援について、地域の関係機関との支援ネットワークづくりが十分でない状況があります。
○　施設の専門性を、施設退所後のアフターケアを含む地域の要支援家庭を支える資源として積極的に活用していくことが必要です。

【取組の方向】
➢　女性自立支援施設の広域利用を進め、支援対象者が必要に応じて入所できる体制の構築を図ります。
➢　母子生活支援施設については、全ての市町が施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所支援の好事例や各市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。
➢　女性自立支援施設や母子生活支援施設への専門職員の配置や研修の実施により、専門性の向上を図ります。
➢　入所中から、支援調整会議等や要対協を活用した、地域の関係機関との連携体制づくりを推進します。
➢　女性自立支援施設や母子生活支援施設の専門性を活かして、アフターケアを含む地域支援を推進できるよう、施設と市町の連携強化を図ります。

成　果　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
支援対象者が地域生活に移行する際に支援方針が地域に共有されている割合	―	100%

参　考　指　標	現状（Ｒ７）	目標（R12）
女性自立支援施設の広域利用に係る他自治体との協定数	０	３

資　料　編

1　用語解説

あ	
アセスメント	支援対象者が抱える問題の全体像を理解し、適切な支援を行うために、支援対象者の状況やニーズを多角的に評価・把握すること。
安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン	広島県の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を明らかにし、新たな広島県づくりを推進するための総合計画。目指す姿は『県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています～仕事も。暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～』。計画期間は令和３（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間。
い	
一時保護	女性支援法第９条第７項の規定により、緊急に支援対象者の安全の確保等が必要な場合に居場所を提供し、衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに必要な指導等を行うこと。女性相談支援センターの一時保護所のほか、本人の状況等に応じて、施設等に委託して行う。
え	
ＳＮＳ（エスエヌエス）	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるＷｅｂサイトの会員制サービスのこと。
エソール広島	広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を促進するための拠点施設として，「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の５部門を柱とする事業を実施している。
ＬＧＢＴ（エルジービーティー）	「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシャル)」「Transgender(トランスジェンダー)」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。
け	
県こども家庭センター	児童相談所、知的障害者更生相談所、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、子供と家庭に関する県の相談支援機関。県内に５か所（西部、東部、北部、東広島支所、三原支所）設置。
ケースカンファレンス	支援対象者に関わる多職種の支援関係者が集まって、情報共有等を行い、支援方針を検討すること。
こ	
子育て短期支援事業	児童福祉法第６条の３第３項の規定に基づき、保護者の疾病その他の理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難な場合等に、施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。ショートステイ、トワイライトステイとも言う。

し	
支援調整会議	女性支援法第 15 条に規定する、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換や支援内容に関する協議を行うための協議会のこと。構成員には罰則のある守秘義務が課されている。都道府県と市町村等において、設置が努力義務とされている。
児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
児童虐待	保護者等による、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為。児童虐待の防止に関する法律第 2 条において、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待の４種類に分類されている。
市町こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の 2 の規定に基づく、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う施設。児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情把握、情報提供、調査指導、要支援児童等に対する支援計画の策定を行う。市町村に設置の努力義務がある。
社会的養護	保護者のない子供や、保護者に監護させることが適当でない子供を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
社会福祉施設	老人、児童、心身障害者、生活困窮者等、社会生活を営む上で様々なサービスを必要としている者の援護、育成等を行い、福祉増進を図ることを目的とした施設の総称。
女性相談支援員	女性支援法第11条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員。配置について、都道府県は義務、市町村には努力義務がある。
女性相談支援センター	女性支援法第９条の規定に基づいて各都道府県に設置された、女性の抱える様々な問題に関する相談支援や一時保護等を行う機関。
女性自立支援施設	女性支援法第12条の規定に基づき、支援対象者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助、自立促進のための生活支援、退所後の相談援助等を行う施設。
人身取引	搾取を目的とし、暴力等の手段を用いて、対象者を獲得するなどの行為をすること。
す	
スーパーバイザー	経験の浅い支援者を指導・育成し、支援の質を高める専門職の指導者的役割のこと。
ストーカー	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人。

せ	
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や住まい、家計など暮らしに悩みを抱える方に対し、一人ひとりの状況に合わせた包括的な自立支援を行う事業。
性被害ワンストップセンターひろしま	性被害に遭われた方に対して、電話・面接による相談対応及び医療・法律等の専門支援機関の紹介を行い、心身の負担の軽減及び健康の回復を図ることを目的として県が設置する相談窓口。
て	
ＤＶ（ディーブイ）	Domestic Violence の略。ここでは、配偶者からの暴力（身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）のことを指している。なお、配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者や生活の拠点を共にする交際相手、また元配偶者等を含む。
デートＤＶ	ＤＶのうち、結婚前の恋人間で起こる身体的、精神的、性的暴力のこと。
ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などの在り方に変革を起こすこと。
と	
トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別と自身の性自認が一致しない人々を指す概念。
に	
二次受傷	支援者が被害者の辛い状況を目の当たりにしたり、熱心に話を聴いたりすることで、被害者と同様な心身の反応が生じること。
にんしんＳＯＳ	予期せぬ妊娠や出産への不安に関する相談機関。県では、児童福祉法第 34 条の 7 の 5 に規定する妊産婦等生活援助事業の委託先事業所が「にんしん SOS」として活動している。
妊娠 110 番	県が（一社）広島県助産師会に委託して運営する「広島県性と健康の相談センター」で実施している、望まない妊娠に関するメール相談窓口。
は	
バーンアウト	慢性的な職場における精神的なストレスや過労により心身のエネルギーが枯渇し、仕事や日常生活への意欲を失う状態のこと。
配偶者暴力相談支援センター	ＤＶ防止法第３条の規定に基づく、配偶者等からの暴力についての相談や自立のための支援を行う機能を有する施設。設置について、都道府県に義務、市町村に努力義務がある。
売春防止法	売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に 照らして売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする法律。女性支援法の制定に伴い、一部を除いて廃止となった。

ハラスメント	広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、 社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることをいう。セクシャル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）、マタニティ・ ハラスメント（マタハラ）など、多種にわたる。
ひ	
広島県ひとり親家庭サポートセンター	ひとり親家庭の仕事や暮らしの相談にきめ細かく対応しながら自立を支援する機関。（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会が、県の委託を受け運営している。母子家庭等就業・自立支援センターの通称。職業紹介所として厚生労働大臣の認可をうけている。
ほ	
法定協議会	ＤＶ防止法第５条の規定に基づき組織される協議会であり、県に設置の努力義務がある。配偶者からの暴力の防止や被害者支援の実効性の確保のため、関係機関間で必要な情報交換や協議等を行えるよう、構成員に罰則付きの守秘義務が課せられている。
法テラス（日本司法支援センター）	法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所。困りごとの内容に応じて、相談窓口や一般的な法制度情報を無料で提供している。
保護命令	DV防止法に基づき、配偶者からの更なる身体的暴力によって、生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき、地方裁判所が、被害者からの申立てにより、配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度。
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条に規定する、配偶者のない女子やこれに準ずる事情にある女子、およびその子どもを入所させて保護し、生活を支援して自立を促進することを目的とした児童福祉施設。
み	
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねている。
よ	
要保護児童対策地域協議会（要対協）	児童福祉法第 25 条の２の規定に基づく、市町等の地方公共団体が設置して、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議会。
わ	
わたしらしい生き方応援プラン	性別にかかわらず誰もが互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現に向け、県が取り組むべき施策を明らかにした、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく県の基本計画。

２　ひろしまＤＶ防止被害者支援・困難な状況にある女性の支援計画策定検討会委員名簿

区分	氏　名	所属・職	備考
学識関係者	北仲　千里（きたなか　ちさと）	広島大学ハラスメント相談室准教授	
	田中　聡子（たなか　さとこ）	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科教授	
関係者代表	寺本　佳代（てらもと　かよ）	広島弁護士会弁護士	
	森川　身江子（もりかわ　みえこ）	女性自立支援施設シャロン・ハウス施設長	
	村上　幸治（むらかみ　こうじ）	広島県母子生活支援施設協議会会長（尾道母子生活支援センターエスポワール施設長）	
	豊原　三紀男（とよはら　みきお）	公益財団法人広島県男女共同参画財団常務理事（兼）事務局長	
	浜中　礼子（はまなか　れいこ）	一般社団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会　会長	
行政関係者	境田　俊久（さかいだ　としひさ）	広島県警察本部人身安全対策課長	～令和７年３月 31 日
	児玉　龍太（こだま　りょうた）		令和８年５月１日～
	齊田　八重（さいた　やえ）	広島市市民局人権啓発部男女共同参画課長	
	小寺　綾（こでら　あや）	府中市健康福祉部子育て応援課長	
	熊野　孝則（くまの　たかのり）	熊野町健康福祉部子育て支援課長	
	岡田　和子（おかだ　かずこ）	広島県西部こども家庭センター所長	～令和７年３月 31 日
	前原　一教（かずのり）		令和８年５月１日～

（敬称略）

３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条―第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援す

ることを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けた

ときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二　項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を

再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の至便）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に

掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則　（令和五年五月一九日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

二　第二十一条の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条　この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2　新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条　新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2　附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第　十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和五年六月一四日法律第五三号）　抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定　公布の日

二　第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録し

た電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附　則　（令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則　（令和八年六月二四日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和４年法律第52号

目次

第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章 雑則（第十六条―第二十二条）
第五章 罰
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努め

なければならない。

（緊密な連携）

第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

３　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

２　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

３　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

５　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

６　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

７　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

８　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

９　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

１０　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

１１　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

２　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

３　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

２　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

３　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

２　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

２　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

３　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

４　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者

二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）

第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助

することができる。

2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三　略

四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日